



友だちいっぱいのおうちは
多賀町立大滝小学校児童作

多賀町
子ども・子育て
応援プラン2020

みんなで応援 子どもと子育て
親も子も地域もキラリとひかるまち・多賀

令和2(2020)年3月
多賀町

はじめに

我が国全体で急速な少子化・高齢化が進行し、地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、平成24年8月に、保育施設等の待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定される等、社会全体で子ども・子育てを支援する支え合いの仕組みづくりが求められてきました。



そうした中で、本町では、次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、明るくたくましく成長できるよう子育て家庭をまちぐるみで応援することをめざし、平成26年度に『多賀町子ども・子育て応援プラン2015』を策定し、「みんなで応援 子どもと子育て 親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀」を基本理念として、「子育てに熱心なまち」の取り組みを推進してきたところです。

その後、国においては、待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」や、「小1の壁」を打破する観点から「新・放課後子ども総合プラン」を策定するとともに、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげることを狙いとした幼児教育・保育の無償化を開始するなど、子ども・子育て支援を取り巻く状況は新たな局面を迎えています。

本町においては、こうした国の新たな制度や方針を踏まえるとともに、本町における子ども・子育てに関する様々な課題への対応に向けた取り組みを推進するために、第2期の子ども・子育て支援事業計画となる「多賀町子ども・子育て応援プラン2020」を策定することといたしました。本計画の基本理念である「みんなで応援 子どもと子育て 親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀」の実現に向けて、町民の皆様、関係機関の皆様のご理解とご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました多賀町子ども・子育て会議の委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました関係機関、町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

多賀町長 久保 久良

目次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	7
1 各種統計データ等からみる現状	7
2 教育・保育の状況	13
3 教育・保育サービスの状況	14
4 ニーズ調査の結果	20
5 第1期計画の進捗評価	26
6 子ども子育てを取り巻く課題	28
第3章 子ども・子育て応援プランがめざすもの	29
1 計画の基本理念	29
2 計画の基本的な視点	30
3 基本目標	31
4 施策の体系	32
第4章 総合的な施策の展開	33
基本目標Ⅰ 子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくり	33
基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり	39
基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり	45
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制	50
1 子ども・子育て支援制度の概要	50
2 教育・保育提供区域の設定	55
3 将来の子ども人口推計	56
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容	59
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	61
6 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	67
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	67
第6章 計画の推進	68
1 計画の推進体制	68
2 計画の点検・評価・改善	68
資料編	69
1 計画の策定経過	69
2 多賀町子ども・子育て会議条例	70
3 多賀町子ども・子育て会議委員名簿	72
4 用語解説（五十音順）	73

【令和元年度の表記について】

本計画においては、2019年4月1日～2020年3月31日を令和元年度と表記する

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の子育て支援の動向

急速な少子化・高齢化の進行等によって地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、平成24年8月に、保育施設等の待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が平成27年4月から開始されました。

「子ども・子育て支援新制度の3つの柱」

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体及び企業における子育て環境の整備の取り組み及び行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

その後、国においては、遅くとも令和2年度末までに待機児童を解消するため、平成29年6月に「子育て安心プラン」が策定されました。また、平成30年9月には、「小1の壁」を打破する観点から「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。さらに、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげることを狙いとした幼児教育・保育の無償化を、令和元年10月に開始しています。

(2) 多賀町の子育て支援の取り組み

本町においては、すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援の充実を通じて、親子の笑顔があふれる多賀町をめざし、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう、「多賀町子ども・子育て応援プラン2015」を策定しました。この計画に基づき、基本理念「みんなで応援 子どもと子育て 親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀」の実現に向けて、教育・保育の充実をはじめ、多様な子ども・子育て支援の取り組みを進めてきたところです。

(3) 計画策定の趣旨

国の新たな制度や方針を踏まえつつ、本町の子ども人口の増加傾向に伴う待機児童の発生への対応、近年社会問題となっている児童虐待の防止や子どもの貧困対策、仕事と子育ての両立支援など、これまでの取り組みをさらに強化し安心して子育てができるまちを実現するために、本町の第2期の子ども・子育て支援事業計画として「多賀町子ども・子育て応援プラン2020」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「多賀町子ども・子育て応援プラン 2020」（以降、本計画という）は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえるとともに、次世代育成支援対策推進法の趣旨も踏まえるなど、制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示す計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

さらに、本計画において、子ども・子育て支援の総合的な取り組みの推進の中で、保育施設等の整備の検討を進める観点から、児童福祉法に定める市町村整備計画と一体的に策定することとします。

児童福祉法（市町村整備計画）

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条 2 を踏まえ、本町の子どもへの貧困対策に関する施策・事業についても本計画の中で示します。

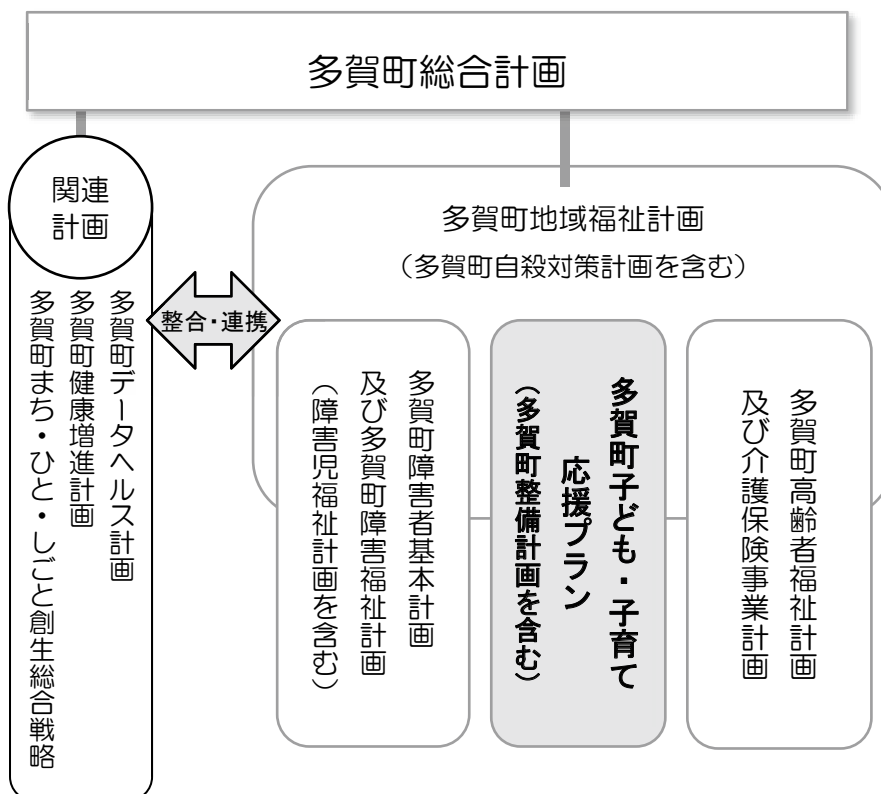
子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策についての計画）

第九条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 町の関連計画等との関係

本町の最上位計画である多賀町総合計画、福祉の上位計画である多賀町地域福祉計画をはじめとして、本町が策定する多賀町障害児福祉計画等の福祉関連計画、他の構想・計画・指針等と整合を図り、本町において取り組むべき子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

【町の関連計画等との関係】



(3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民、関係団体等も対象になります。

【参考】「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 計画の期間

この計画の期間は令和2年度～6年度の5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

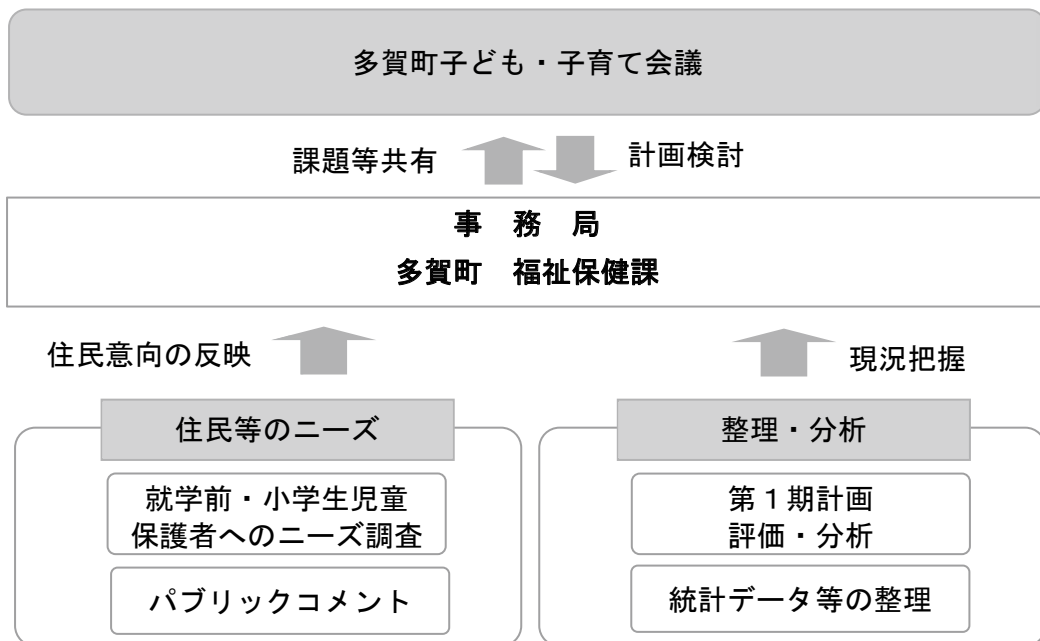
西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
多賀町子ども・子育て応援プラン2015						多賀町子ども・子育て応援プラン2020				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき、「多賀町子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。

また、多賀町における児童のいる家庭の状況及びニーズを把握するための基礎調査として、「就学前・小学生児童の保護者」を対象としたアンケートによるニーズ調査を実施、ここから得られた住民の意見やニーズ等を本計画に反映するとともに、計画に対して広く住民のご意見をいただく観点から、パブリックコメントを実施しました。

【計画策定体制】



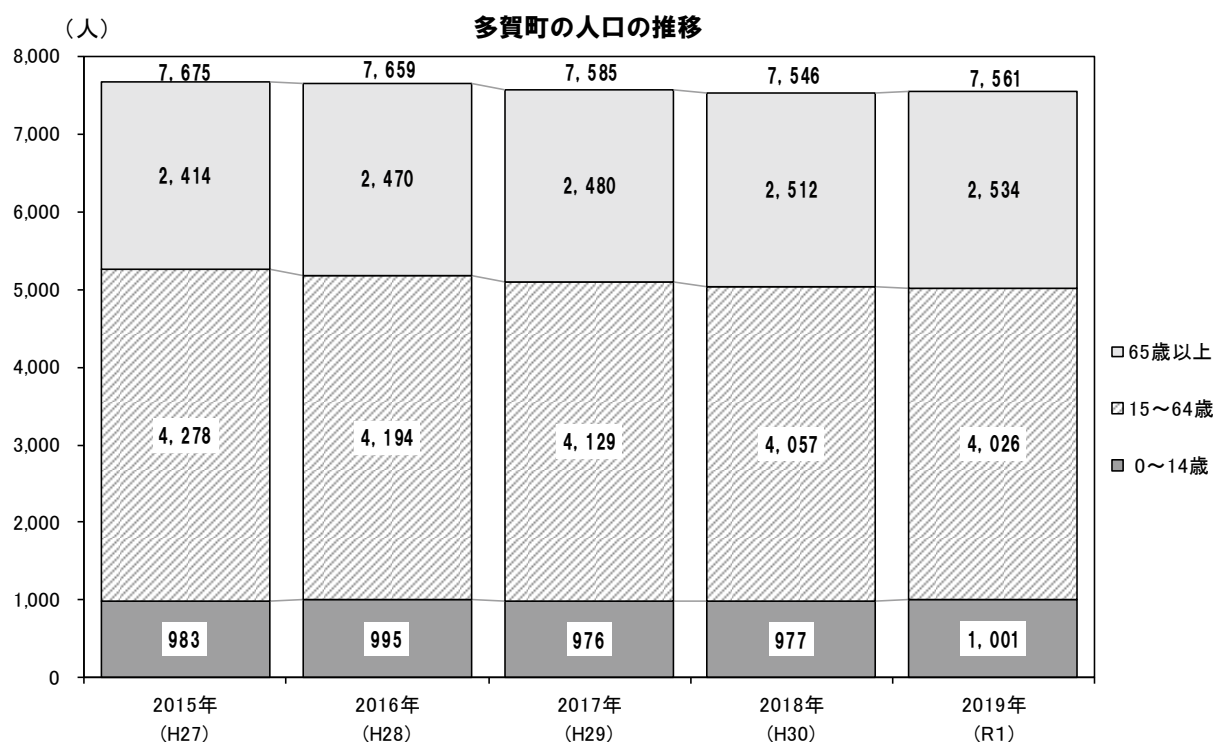
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 各種統計データ等からみる現状

(1) 総人口の推移

本町の総人口の平成27年以降の推移をみると平成30年までは毎年微減、令和元年にはやや増加しているものの、平成27年の7,675人から、令和元年には7,561人と、5年間で114人(1.5%)減少しています。

0～14歳の年少人口については、平成29年以降増加傾向となっており、令和元年には1,001人と、5年間で18人(1.8%)増加しています。



	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)
総数	7,675	7,659	7,585	7,546	7,561
0～14歳	983	995	976	977	1,001
15～64歳	4,278	4,194	4,129	4,057	4,026
65歳以上	2,414	2,470	2,480	2,512	2,534
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.8%	13.0%	12.9%	12.9%	13.2%
15～64歳	55.7%	54.8%	54.4%	53.8%	53.2%
65歳以上	31.5%	32.2%	32.7%	33.3%	33.5%

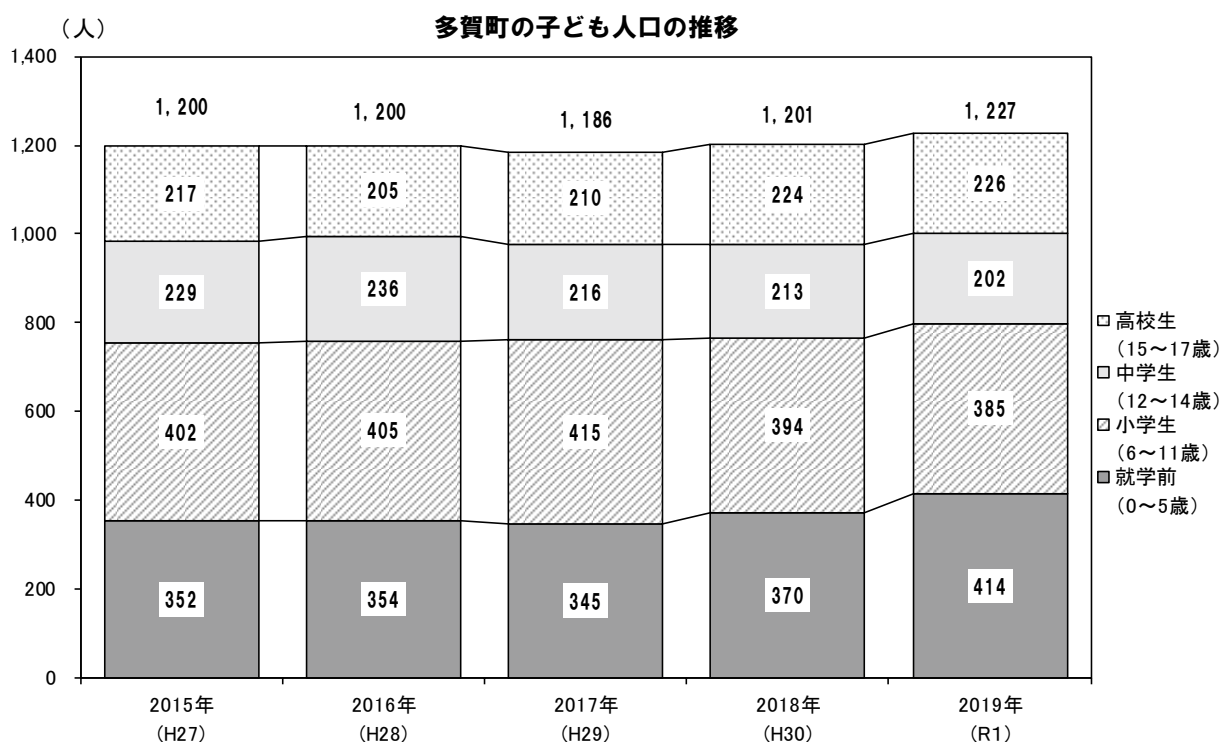
※住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口の平成27年以降の推移をみると平成29年以降増加しており、平成27年の1,200人から、令和元年には1,227人と、5年間で27人(2.3%)増加しています。

年齢区別では、6～11歳(小学生)、12～14歳(中学生)は減少傾向となっている一方、0～5歳(就学前児童)、15～17歳(高校生)は増加傾向となっています。とりわけ、0～5歳(就学前児童)については、5年間で62人(17.6%)増加しています。

また、18歳未満の子ども人口の町の総人口に対する比率は、平成27年の15.6%から、令和元年の16.2%と、5年間で0.6ポイント増加しています。



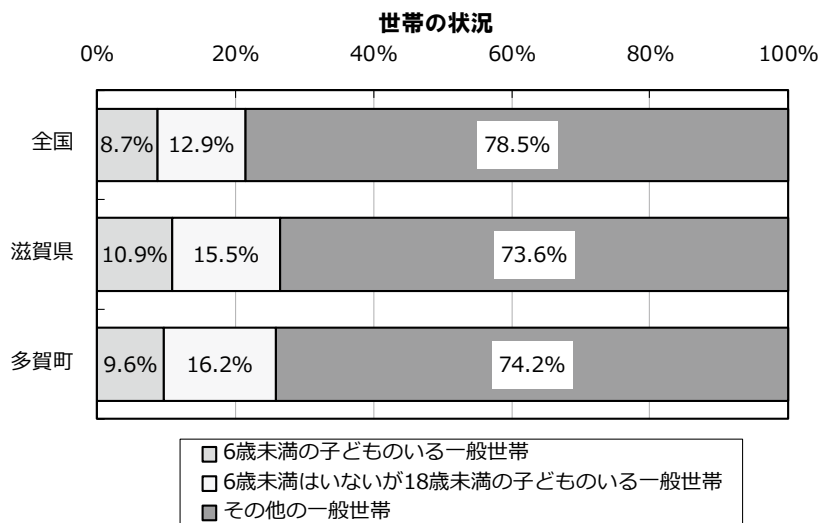
	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)
子ども人口	1,200	1,200	1,186	1,201	1,227
就学前 (0～5歳)	352	354	345	370	414
0～2歳	167	183	154	172	196
3～5歳	185	171	191	198	218
小学生 (6～11歳)	402	405	415	394	385
低学年 (6～8歳)	190	200	205	195	182
高学年 (9～11歳)	212	205	210	199	203
中学生 (12～14歳)	229	236	216	213	202
高校生 (15～17歳)	217	205	210	224	226
子ども人口の対人口比	15.6%	15.7%	15.6%	15.9%	16.2%

※住民基本台帳(各年3月末時点)

(3) 世帯構造

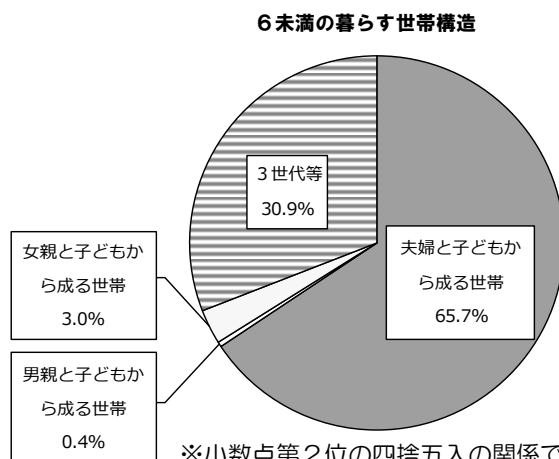
本町の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は9.6%、6歳未満はいるが18歳未満の子どもがいる一般世帯は16.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は25.8%となっています。

なお、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、全国が21.6%、滋賀県が26.4%となっており、本町は子どもがいる世帯の割合は、全国より高く、県の水準よりやや低いことがわかります。



※国勢調査（平成27年）

6歳未満の子ども（334人）のいる世帯は233世帯であり、うち69.1%が核家族となっています。



※小数点第2位の四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある

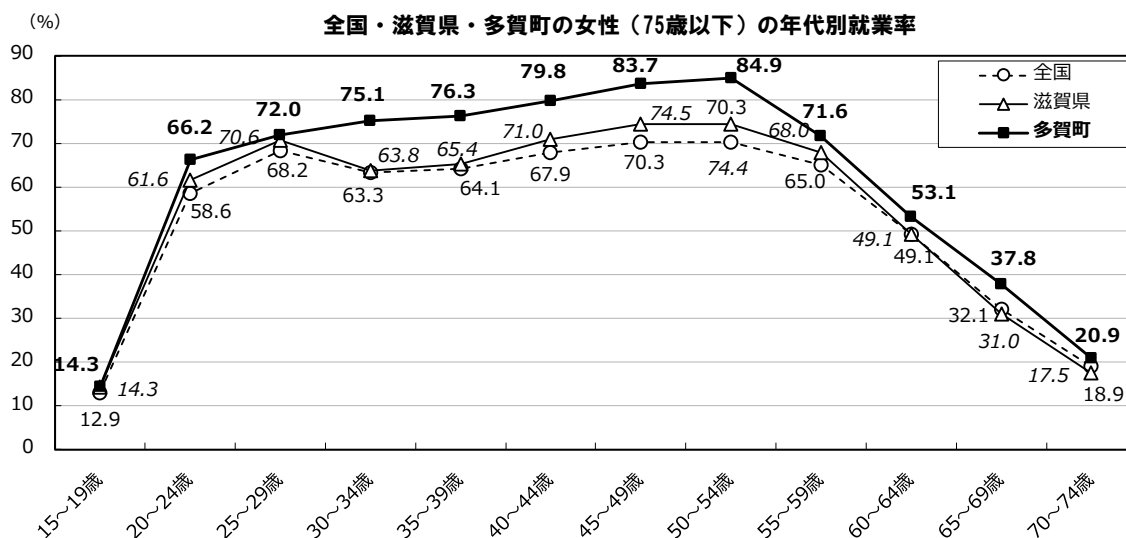
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	2,417	7,179	334
6歳未満がいる世帯	233	1,103	334
核家族	161	642	228
夫婦と子どもから成る世帯	153	613	216
男親と子どもから成る世帯	1	2	1
女親と子どもから成る世帯	7	27	11
3世代等	72	461	106

※国勢調査（平成27年）

※3世代等には「非親族を含む世帯」を含む

(4) 女性の就業状況

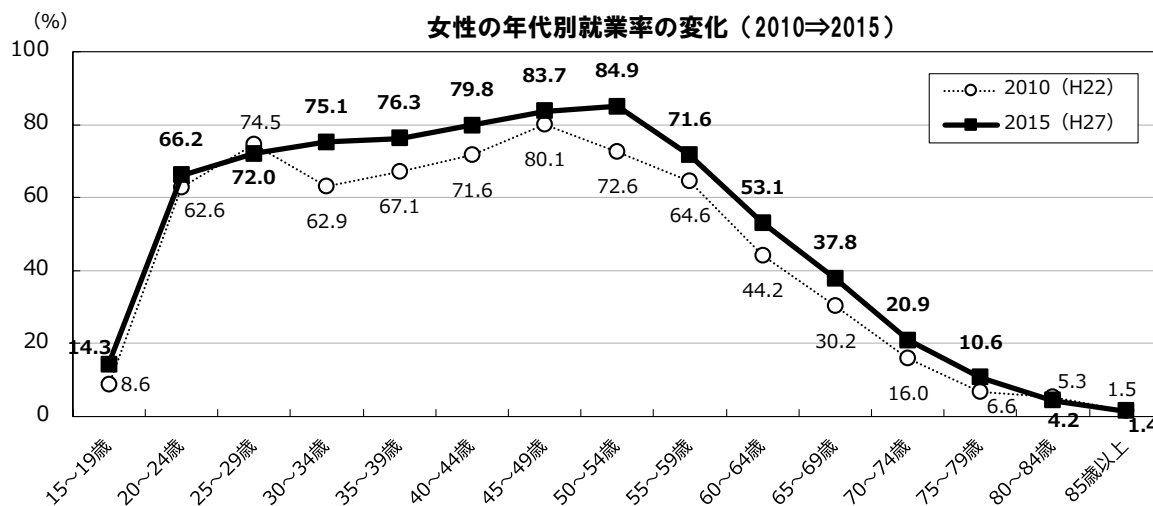
平成27年の女性の年代別の就業率は、全国・滋賀県と比べて、すべての年齢層で高い割合となっています。



※国勢調査（平成27年）

※就業率算出にあたっては、労働力状態「不詳」を含む

また、町内の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、25～29歳、80歳以上を除いたすべての年代の就業率が増加しており、とりわけ30～34歳の就業率が、62.9%から75.1%と、12.2ポイント増加しています。



※国勢調査（平成22・27年）

※就業率算出にあたっては、労働力状態「不詳」を含む

(5) 障害者手帳所持者の状況（18歳未満）

① 身体障害者手帳所持者数の推移

18歳未満の人口が増加傾向となっている中で、身体障害者手帳所持者数については、平成30年度に減少しています。

(単位:人)

	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
1級	2	2	2	2	2
2級	0	0	0	1	0
3級	1	1	1	1	0
4級	1	1	1	1	1
5級	0	0	0	0	0
6級	0	0	0	0	0
合計	4	4	4	5	3

資料: 福祉保健課 各年7月現在

② 療育手帳所持者数の推移

18歳未満の人口が増加傾向となっている中で、療育手帳所持者数については、平成29年度まで減少し、平成30年度に増加しています。

(単位:人)

	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
A(重度)	2	3	2	2	3
B(中度・軽度)	14	12	11	9	10
合計	16	15	13	11	13

資料: 福祉保健課 各年7月現在

(6) 児童虐待相談件数

18歳未満の人口が増加傾向となっている中で、児童虐待相談件数については、平成29年度まで増加し、平成30年度に減少しています。

虐待種別でみると、いずれの年度もネグレクトに関する相談が最も多くなっています。

(単位:件)

		2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
継続 新規 の 別	新規	4	8	7	8	8
	継続	35	36	39	42	36
虐待 種別	身体的虐待	8	5	5	5	5
	ネグレクト	16	23	28	32	23
	心理的虐待	15	16	13	13	16
	性的虐待	0	0	0	0	0
合計		39	44	46	50	44

資料: 教育総務課 子ども家庭応援センター 各年3月末現在

(7) 各種手当の受給者数

① 児童手当の受給者数の推移

18歳未満の人口が増加傾向となっている中で、児童手当の受給者数は、平成27年度から平成29年度は減少傾向で推移し、平成30年度は増加に転じています。

(単位:人)

	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
受給者数	951	959	956	936	946

資料:福祉保健課 各年2月末現在

児童手当とは、中学生以下の児童を養育している者に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当

② 児童扶養手当の受給者数の推移

18歳未満の人口が増加傾向となっている中で、児童扶養手当の受給者数については、概ね横ばいとなっています。

(単位:人)

	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
受給者数(全部)	25	24	23	19	25
受給者数(一部)	22	22	20	20	23
受給者数(停止)	8	10	11	14	10

資料:福祉保健課 各年3月末現在

児童扶養手当とは、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳の誕生日の年度末までの児童(または20歳未満の障がいを持っている児童)を扶養している人に支給する手当

③ 特別児童扶養手当の受給者数の推移

18歳未満の人口が増加傾向となっている中で、特別児童扶養手当の受給者数については、微増傾向で推移しています。

(単位:人)

	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
受給者数	5	6	6	6	7

資料:福祉保健課 各年4月現在

特別児童扶養手当とは、身体または精神に中程度以上の障がいのある児童(20歳未満)を扶養している父母または養育者に支給される手当

④ 乳幼児福祉医療費助成の対象者数の推移

18歳未満の人口が増加傾向となっている中で、乳幼児福祉医療費助成の対象者数については、平成28年度以降、増加傾向となっています。

(単位:人)

	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)
助成対象者数	347	416	409	425	463

資料:税務住民課 各年4月現在

乳幼児福祉医療費助成とは、就学前までの乳幼児の医療費における、保険診療の自己負担分の全額助成

2 教育・保育の状況

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園の状況

本町には令和元年4月1日時点で保育園・幼稚園・認定こども園が各1箇所整備されています。幼稚園や認定こども園においては入所者数が定員を下回っている状況です。

なお、保育園については、全体では入所者数が定員を下回っていますが、0～2歳については令和元年4月1日時点で待機児童が10人発生しています。

保育園の状況（多賀ささゆり保育園、たきのみや分園（※H29まで））

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
か所数(箇所)	2	2	2	1	1
定員数(人)	200	220	220	180	190
入所者数(人)	181	188	184	173	180
うち0歳児	1	5	3	6	5
うち1歳児	26	21	21	22	24
うち2歳児	22	36	27	25	24
うち3歳児	35	34	58	30	33
うち4歳児	53	36	38	58	35
うち5歳児	44	56	37	32	59

資料:教育総務課(各年4月1日現在)

認定こども園の状況（大滝たきのみやこども園）

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
か所数(箇所)				1	1
定員数(人)				30	60
入所者数(人)				33	45
うち0歳児				0	0
うち1歳児				4	6
うち2歳児				3	6
うち3歳児				9	17
うち4歳児				6	10
うち5歳児				11	6

大滝幼稚園がたきのみや保育園と合併
平成30年から大滝たきのみやこども園に

資料:教育総務課(各年4月1日現在)

待機児童数

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
待機児童数(人)	0	0	0	0	10
うち0歳児	0	0	0	0	3
うち1歳児	0	0	0	0	3
うち2歳児	0	0	0	0	4
うち3歳児	0	0	0	0	0
うち4歳児	0	0	0	0	0
うち5歳児	0	0	0	0	0

資料:教育総務課(各年4月1日現在)

幼稚園の状況（多賀幼稚園、大滝幼稚園（※H28まで））

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
か所数(箇所)	2	2	1	1	1
定員数(人)	140	140	90	90	90
入所者数(人)	55	44	46	54	53
うち3歳児	15	14	20	25	11
うち4歳児	15	17	11	18	24
うち5歳児	25	13	15	11	18

資料:教育総務課(各年4月1日現在)

3 教育・保育サービスの状況

(1) 教育・保育の認定の実績

【参考】教育・保育認定とは

保護者が、子どものための教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について、国が定める基準に基づいた町の教育・保育認定を受ける必要があります。教育・保育認定の区分は、次の3つの区分となります。

認定区分	対象となる子ども		教育・保育提供施設
1号認定	3歳児から5歳児	学校教育を希望 (保育を必要としない)	幼稚園 認定こども園(短時部)
2号認定	3歳児から5歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育園 認定こども園(長時部)
3号認定	0歳児から2歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育園 認定こども園(長時部)

① 1号認定〔3歳児から5歳児で学校教育を希望〕

1号認定の実績値については、平成28年度以降増加しており、平成30年度・令和元年度は量の見込みを実績が上回っています。

(単位:人)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	53	48	52	55	59
実績値	55	44	47	60	68
対計画比	103.8%	91.7%	90.4%	109.1%	115.3%

(各年4月1日時点)

② 2号認定〔3歳児から5歳児で保育を必要とする〕

2号認定の実績値については、平成28年度以降増加していますが、平成28年度を除き、量の見込みを実績が下回っています。

(単位:人)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	140	125	137	145	155
実績値	132	126	135	142	149
対計画比	94.3%	100.8%	98.5%	97.9%	96.1%

(各年4月1日時点)

③ 3号認定〔0歳児から2歳児で保育を必要とする〕

3号認定の実績値については増減を繰り返しながら推移していますが、対計画比については令和元年度が91.8%と最も高くなっています。

(単位:人)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	65	81	67	70	73
実績値	49	62	52	62	67
対計画比	75.4%	76.5%	77.6%	88.6%	91.8%

(各年4月1日時点)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

【参考】地域子ども・子育て支援事業とは

本町が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第59条に規定される次の事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

事業名	事業概要
①利用者支援事業	【対象：就学前児童（0～5歳）をもつ保護者】 子ども及びその保護者が、保育園・幼稚園・認定こども園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子ども・家庭応援センターで相談等の支援を行います
②時間外保育事業	【対象：2号認定、及び3号認定の乳幼児】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育園、認定こども園等で保育を行います
③放課後児童健全育成事業	【対象：小学校1～6年生】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります
④子育て短期支援事業	【対象：子どもの養育が一時的に困難になった家庭の児童】 ショートステイ事業は、保護者が疾病等の社会的理由により家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一定期間（7日以内）預かり、養育・保護を行います トワイライトステイ事業は、ひとり親などの保護者が仕事等により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設等において生活援助を行います
⑤地域子育て支援拠点事業	【対象：就学前児童（0～5歳）及びその保護者】 子育て支援センターで、親子同士の交流や相談等を実施します
⑥一時預かり事業	【対象：1号認定及び2号認定、その他0～5歳の乳幼児】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園・幼稚園・認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います
⑦病児保育事業	【対象：概ね10歳未満の子ども】 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその子どもを保育する事業で、湖東定住自立圏事業として、彦根市の医療機関で実施しています
⑧子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	【対象：0歳から小学6年生までの子どものいる人】 子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（提供会員）からなる組織で、依頼会員からの要請に応じて、提供会員が子育てのサポートを実施する事業で、湖東定住自立圏事業として、彦根市ファミリー・サポート・センターが実施しています
⑨妊婦健康診査	【対象：妊娠届出者】 妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券等を発行します

事業名	事業概要
⑩乳児家庭全戸訪問事業	【対象：生後4か月までの乳児】 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です
⑪養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	【対象：養育の支援が特に必要な家庭】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します 【対象：児童虐待や不適切な養育等により支援が必要な要保護児童及び要支援児童とその保護者】 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化を図る取り組みを実施しています
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※量の見込みなし	教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※量の見込みなし	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）

①利用者支援事業

各年度、1箇所事業を実施しています。

(単位:か所)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
確保方策	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	1
対計画比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②時間外保育事業

いずれの年度も実績が見込みを大きく上回っている中で、実績値は平成28年度以降増加しています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人/月)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	11	11	11	12	12
実績値	126	100	134	154	
対計画比	1145.5%	909.1%	1218.2%	1283.3%	

③放課後児童健全育成事業

小学4～6年生を中心に利用は増加傾向となっており、平成30年度・令和元年度については、実績が見込みを上回っています。

(単位:人/月)

		2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	小学1～3年生	68	72	77	73	66
	小学4～6年生	15	14	14	13	14
	合計	83	86	91	86	80
実績値	小学1～3年生	62	60	71	67	60
	小学4～6年生	13	20	19	23	29
	合計	75	80	90	90	89
対計画比	小学1～3年生	91.2%	83.3%	92.2%	91.8%	90.9%
	小学4～6年生	86.7%	142.9%	135.7%	176.9%	207.1%
	合計	90.4%	93.0%	98.9%	104.7%	111.3%

④子育て短期支援事業

過去4年間については利用がない状況です。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人日/年)

		2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	ショートステイ	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	1	1	1	1	1
実績値	ショートステイ	0	0	0	0	
	トワイライトステイ	0	0	0	0	
対計画比	ショートステイ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	トワイライトステイ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

⑤地域子育て支援拠点事業

平成28年度以降、実績が増加傾向となっています。

※令和元年度の実績値は未確定

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み(人回/月)	342	366	347	345	338
実績値(人/年)	1,486	975	1,421	2,350	
対計画比	※量の見込みと実績値の単位が異なるため算出しない				

⑥一時預かり事業

幼稚園・認定こども園（短時部）においては平成 27～29 年度については実績がありませんが、平成 30 年度については 1 号認定で利用が発生しています。

幼稚園・認定こども園（短時部）以外では、いずれの年度も実績が見込みを下回っており、平成 28 年度以降の実績は減少しています。

※令和元年度の実績値は未確定

◆在園児対象

(単位:人日/年)

		2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	1号認定	48	43	47	50	53
	2号認定	96	96	96	96	96
	合計	144	139	143	146	149
実績値	1号認定	0	0	0	142	
	2号認定	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	142	
対計画比	1号認定	0.0%	0.0%	0.0%	284.0%	
	2号認定	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	合計	0.0%	0.0%	0.0%	97.3%	

◆在園児以外

(単位:人日/年)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	143	143	143	143	143
実績値	42	58	24	22	
対計画比	29.4%	40.6%	16.8%	15.4%	

⑦病児保育事業

概ね見込みどおりの実績となっています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人日/年)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	10	10	10	10	10
実績値	17	8	8	12	
対計画比	170.0%	80.0%	80.0%	120.0%	

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

平成 27～29 年度は実績がない中で、平成 30 年度において、実績が発生しています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人日/年)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	3	
対計画比	※量の見込みがないため、算出不可				

⑨妊婦に対する健康診査

利用者数については、過去4年間、量の見込みを実績値が上回っています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人、回/年)

		2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み	利用者数	52	52	52	52	52
	利用回数	639	639	639	639	639
実績値	利用者数	71	71	54	56	
	利用回数	327	533	495	482	
対計画比	利用者数	136.5%	136.5%	103.8%	107.7%	
	利用回数	51.2%	83.4%	77.5%	75.4%	

⑩乳児家庭全戸訪問事業

概ね見込みどおりの実績となっています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人)

		2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み		54	53	65	52	50
実績値		59	48	58	57	
対計画比		109.3%	90.6%	89.2%	109.6%	

⑪養育支援訪問事業

平成28年度以降、実績が減少している状況です。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人/年)

		2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)
量の見込み		48	48	48	48	48
実績値		49	73	46	36	
対計画比		102.1%	152.1%	95.8%	75.0%	

4 ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期多賀町子ども・子育て応援プラン」策定の基礎資料とするため、ご家庭の子育ての状況や町の取り組みへのご意見をお聞かせいただくことを目的として実施したものです。

■調査の種類と実施方法■

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	町内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成31年 1月7日～1月21日	郵送及び各園での配布・回収
小学生アンケート	町内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	平成31年 1月7日～1月21日	小学校での配布・回収

■配布と回収状況■

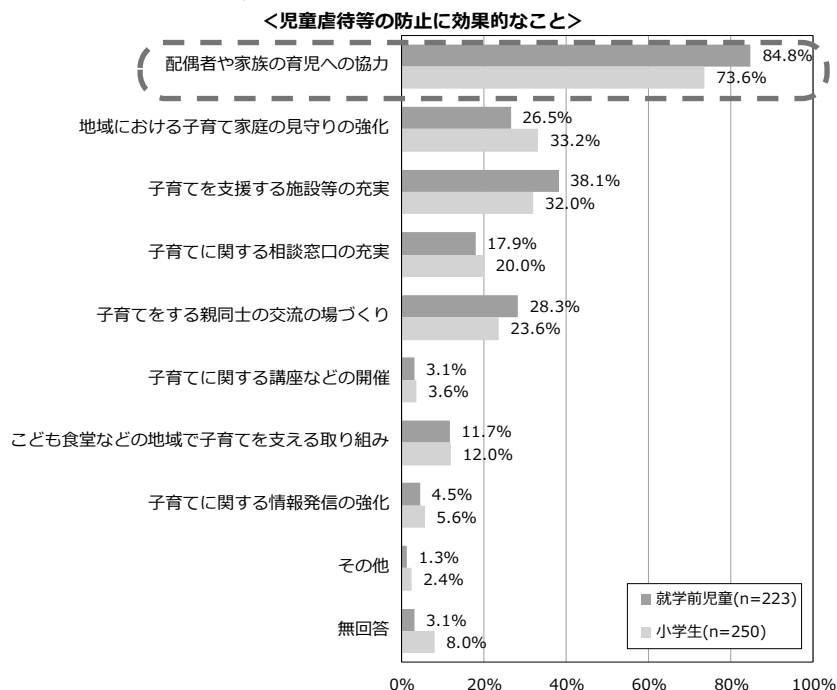
	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	303票	226票 (うち白票1)	74.6%
小学生アンケート	297票	250票 (うち白票0)	84.2%

(2) 調査の結果からみる特徴と課題

1 子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくりに関する特徴と課題

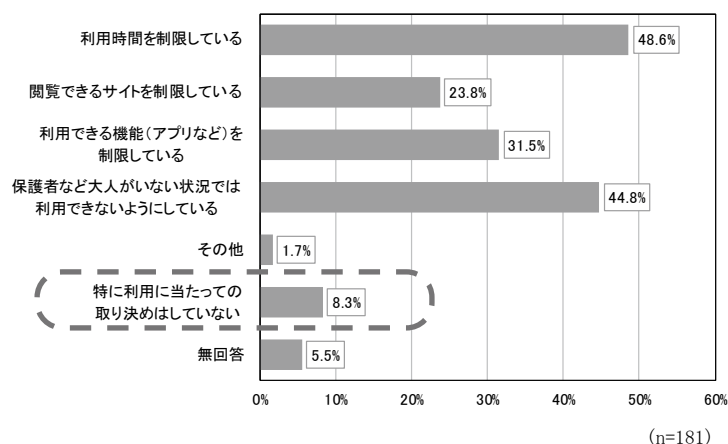
★児童虐待等の防止に効果的なことは、就学前児童・小学生の保護者ともに「配偶者や家族の育児への協力」の割合が最も高く、特に就学前児童の保護者は8割を超える

⇒核家族化が進むなか、育児は配偶者や家族が協力して行うことの重要性を啓発するとともに、地域と行政が一体となった見守り、支援等も求められる



★子どものパソコン等の利用制限について、「していない」と回答した小学生の保護者が1割弱
 ⇒子どもの健全な育成はもちろん、有害な情報に触れる機会や、閉鎖的なネット空間におけるいじめ等を防ぐ観点からも、保護者等へのインターネット利用等の正しい理解促進が求められる

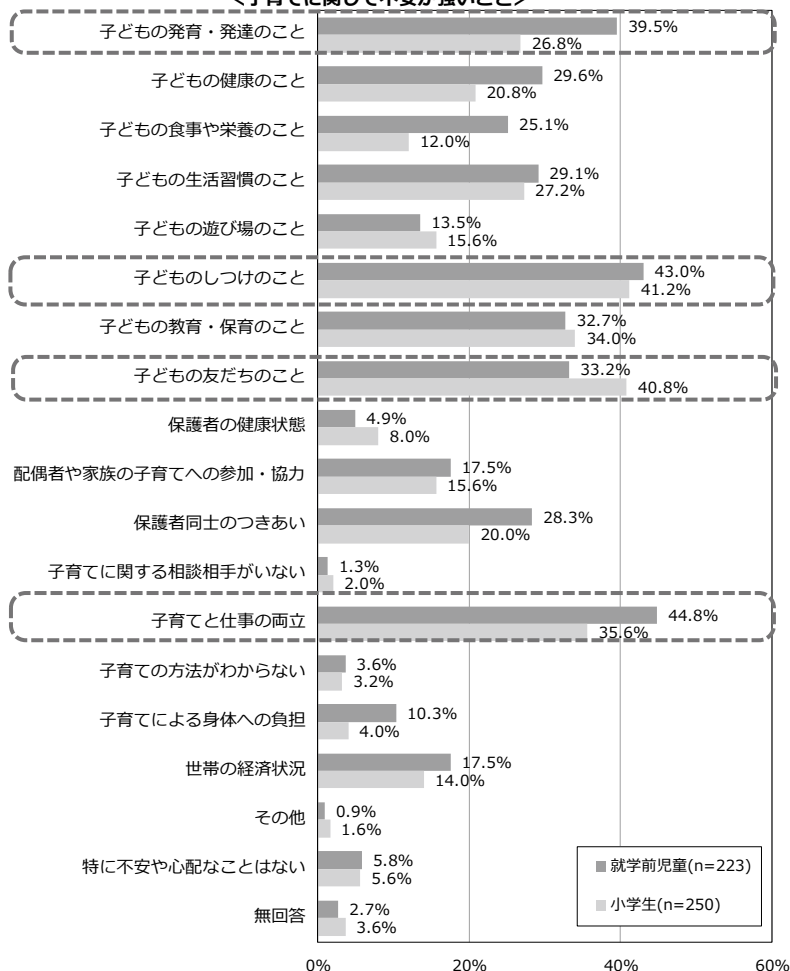
＜子どものパソコン等の利用制限について＞



2 子どもを安心して産み育てることができるまちづくりに関する特徴と課題

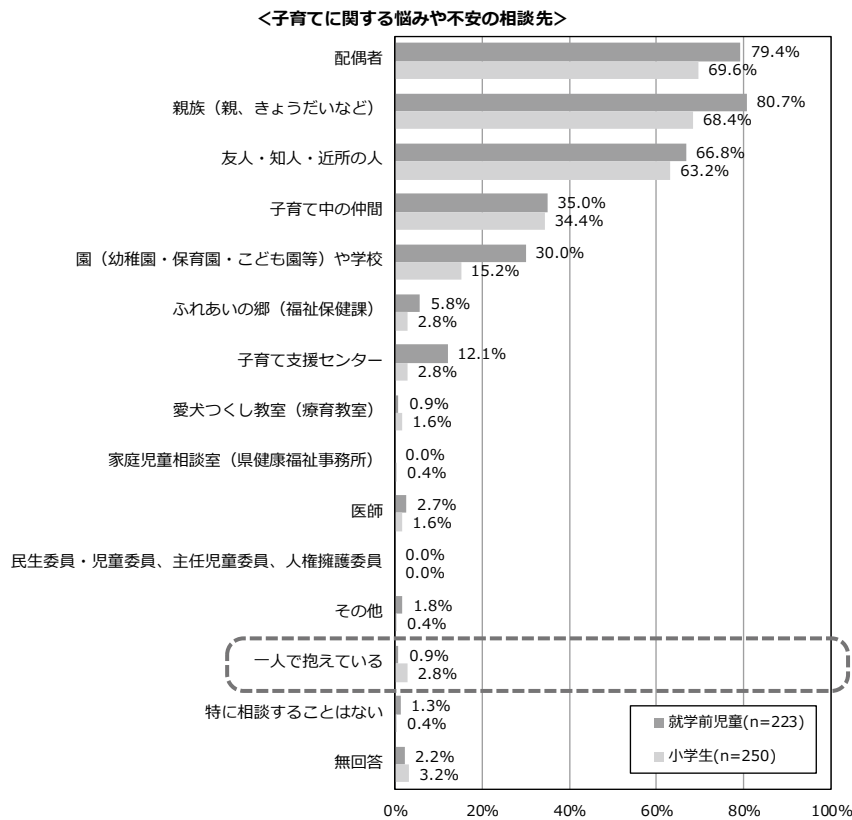
★子育てに関して不安が強いことは、就学前児童の保護者、小学生保護者ともに「子育てと仕事の両立」「子どものしつけのこと」の割合が高く、その他に就学前児童の保護者では「子どもの発育・発達のこと」、小学生保護者では「子どもの友だちのこと」の割合が高い
 ⇒乳幼児期の子育てに関する基本的な知識についての助言や、様々な不安や悩みに関係機関や関係課等が連携して対応することが求められる

＜子育てに関して不安が強いこと＞



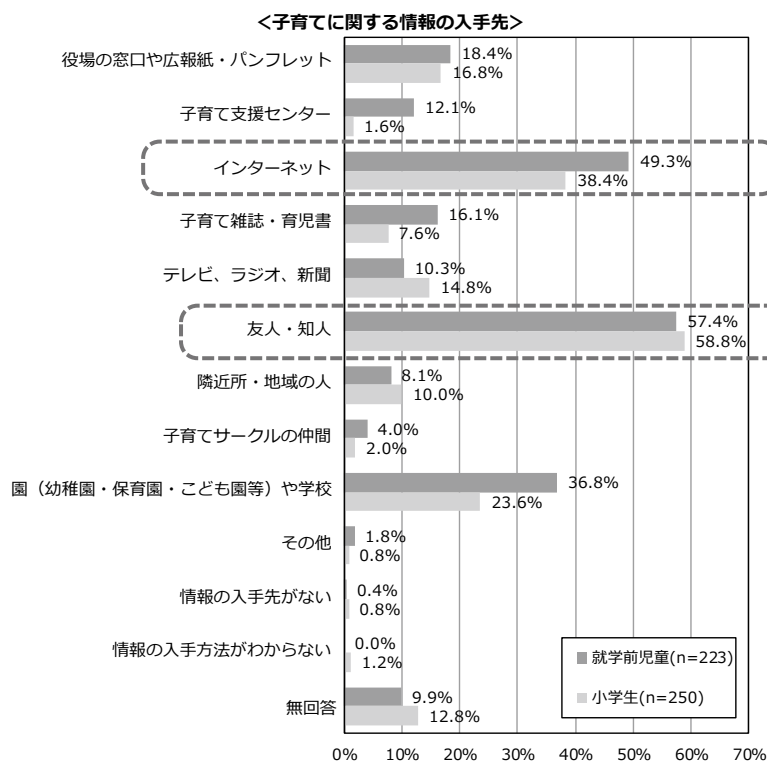
★子育てに関する悩みや不安を「一人で抱えている」は、就学前児童の保護者が0.9%、小学生の保護者が2.8%

⇒家族や友人・知人・近所の人などの相談相手がない状況に置かれている方への公的な相談窓口のさらなる周知等が求められる



★子育てに関する情報の入手先は、就学前児童・小学生の保護者ともに「友人・知人」の割合が最も高く、次いで「インターネット」の割合が高い

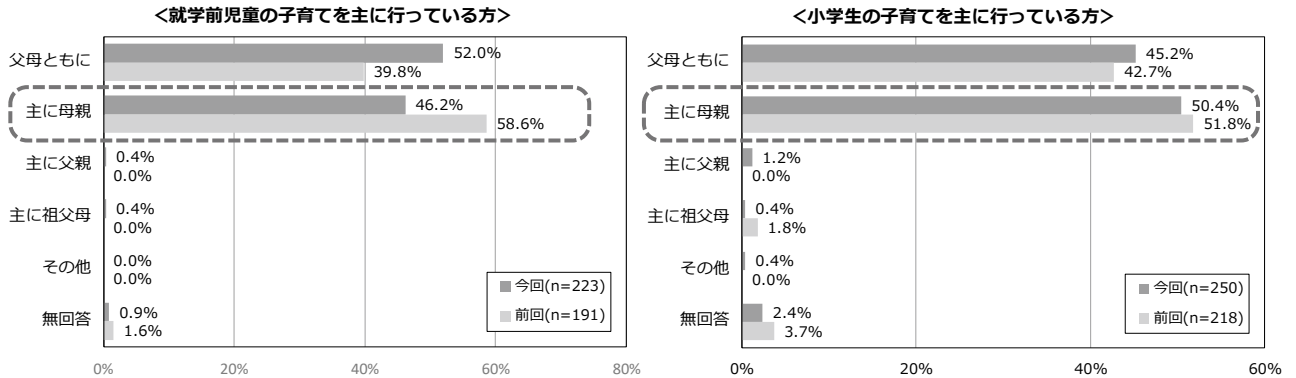
⇒インターネットを中心に、保護者に届きやすい情報発信の向上が求められる



3 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくりに関する特徴と課題

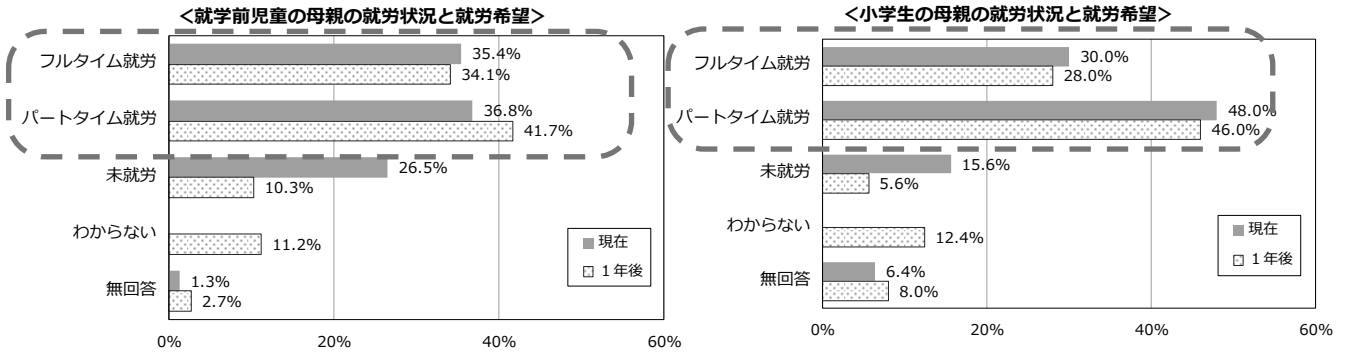
★子育てを主に行っている方は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに前回と比較して「父母ともに」の割合が高くなっているものの、「主に母親」の割合が5割程度と高い

⇒より一層、父親の子育てへの参加促進に向けた啓発等が求められる

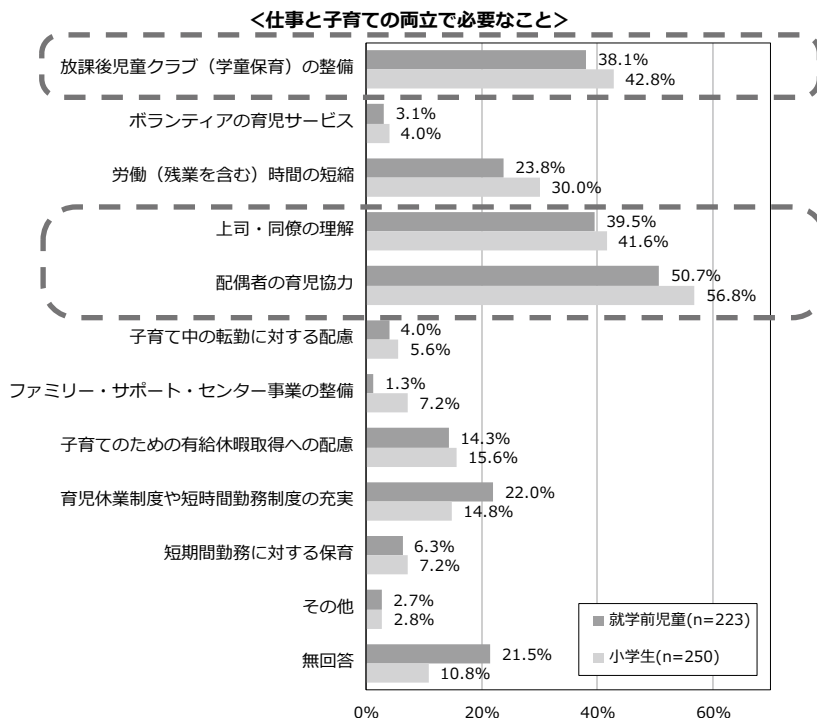


★就学前児童の母親の就労率は現在の72.2%が1年後には75.8%に増加、小学生の母親は現在の78.0%が74.0%に減少。なお、就学前児童・小学生の母親ともに「わからない」がおよそ1割

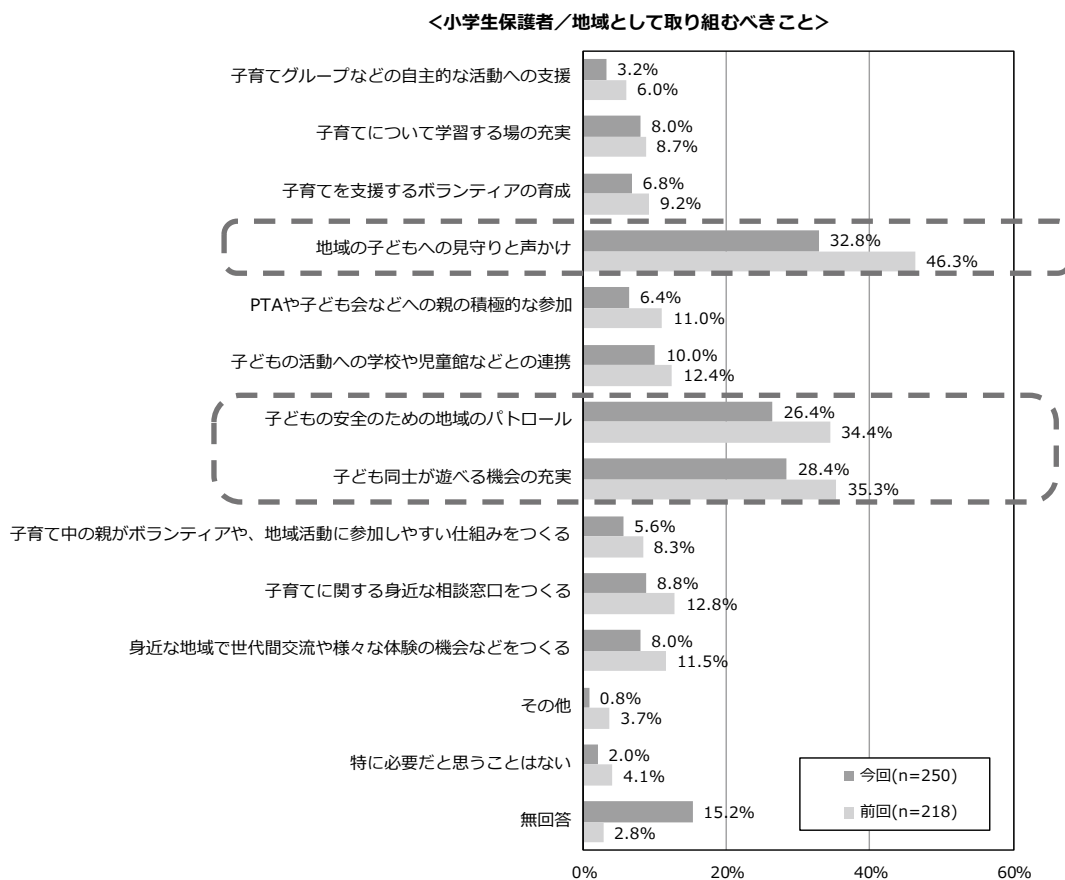
⇒高い就労率に対応した保育の受け皿整備等、子育てと仕事の両立支援の充実が求められる



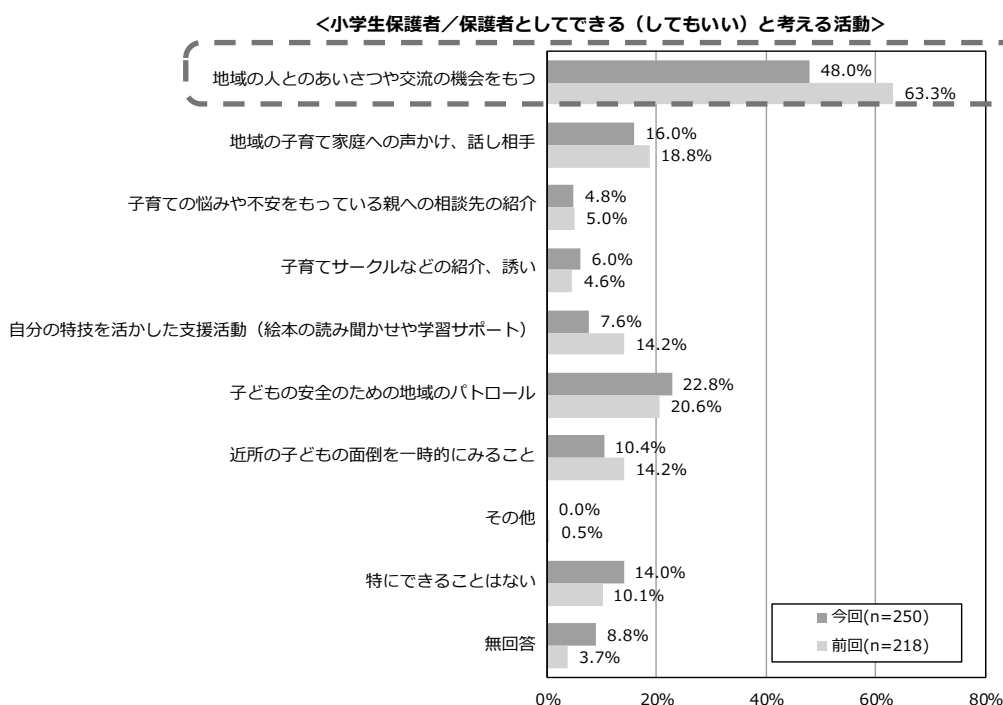
★仕事と子育ての両立に必要なことは、就学前児童・小学生の保護者ともに「配偶者の育児協力」の割合が高く、次いで「上司・同僚の理解」「放課後児童クラブ（学童保育）」が高い



★子育て支援に地域として取り組むべきことは、小学生の保護者で「地域の子どもへの見守りと声かけ」が最も高く、次いで「子ども同士が遊べる機会の充実」「子どもの安全のための地域のパトロール」と続くが、いずれも前回調査より大きく減少
 ⇒地域のつながりの中で子育て支援を進めることの重要性について、理解・認識を深めることが求められる

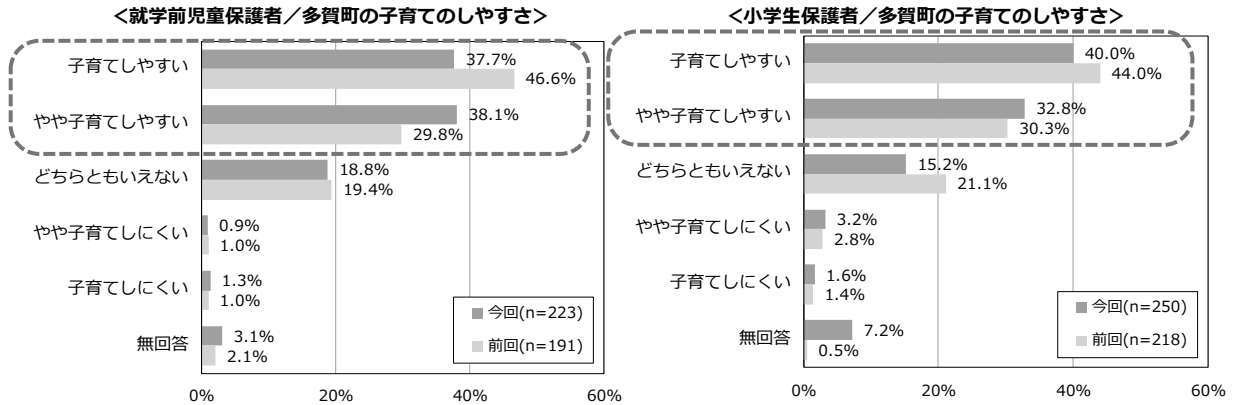


★子育て支援について保護者としてできる（してもいい）と考える活動について、小学生の保護者は前回調査と同様「地域の人とのあいさつや交流の機会をもつ」の割合が最も高い
 ⇒保護者の活動への参加二ーズを踏まえ、地域ぐるみの子育て活動の活性化を進めることが重要

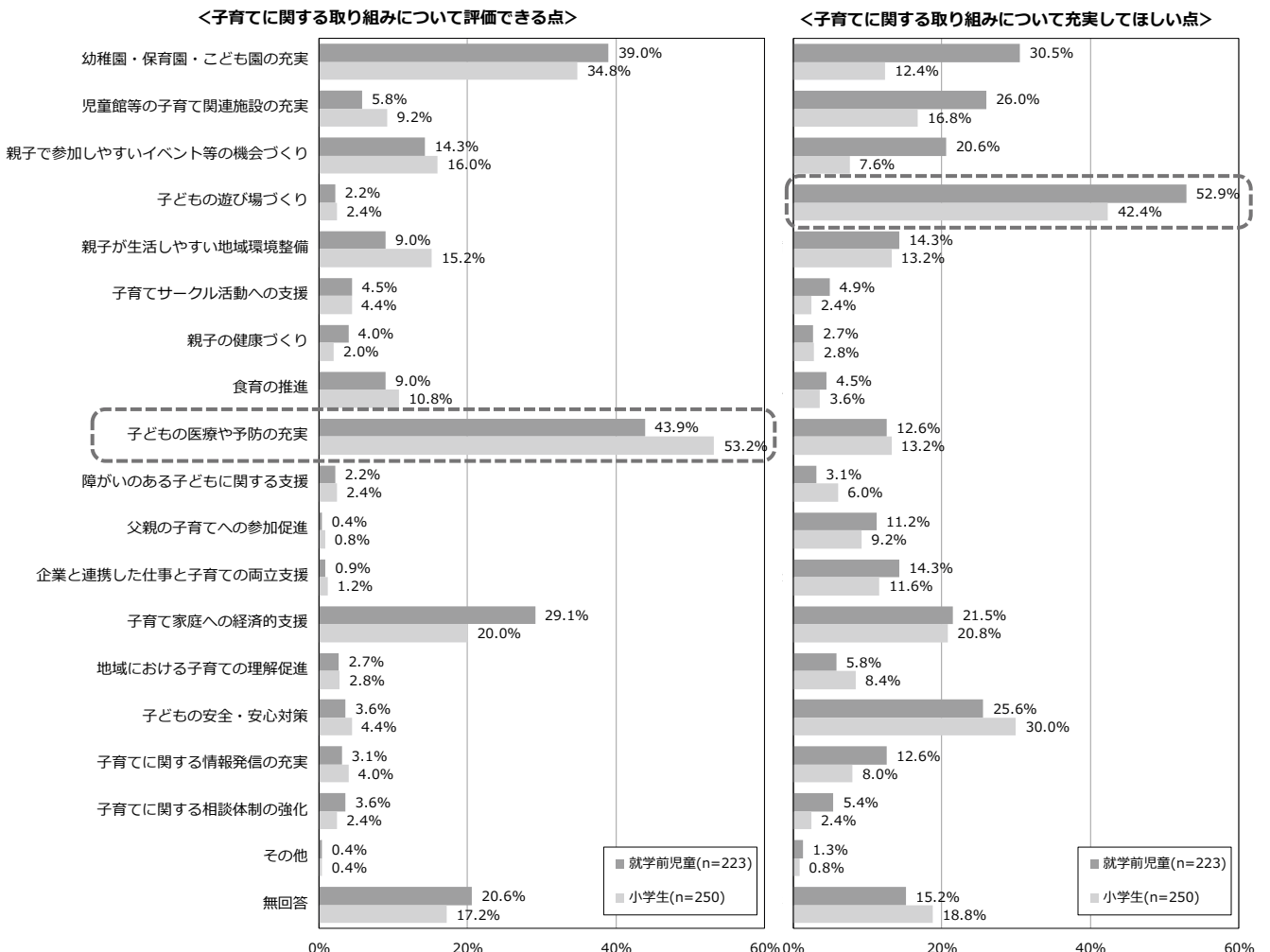


4 多賀町の総合的な子育て評価に関する特徴と課題

★多賀町の総合的な子育てのしやすさについて、就学前児童・小学生の保護者ともに、前回調査より『子育てしやすい』（「子育てしやすい」+「やや子育てしやすい」）がわずかながら減少
⇒今後もニーズを踏まえた取り組みや支援を行い、より子育てしやすい環境づくりを進めることが求められる



★多賀町の子育てに関する取り組みについて評価できる点のトップは、就学前児童・小学生の保護者ともに「子どもの医療や予防の充実」で、充実してほしい点のトップは、就学前児童・小学生の保護者がともに「子どもの遊び場づくり」となっている



5 第1期計画の進捗評価

(1) 評価の方法

評価にあたっては、120の施策・事業（再掲含むと131）を、3つの評価基準で点数化（「計画通り実施＝10点」「一部実施＝5点」「未実施＝0点」）。

さらに、3つの基本目標や8つの施策目標、25の基本施策といった、より上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（※平均値が高いほど良い評価となる）

(2) 進捗評価結果

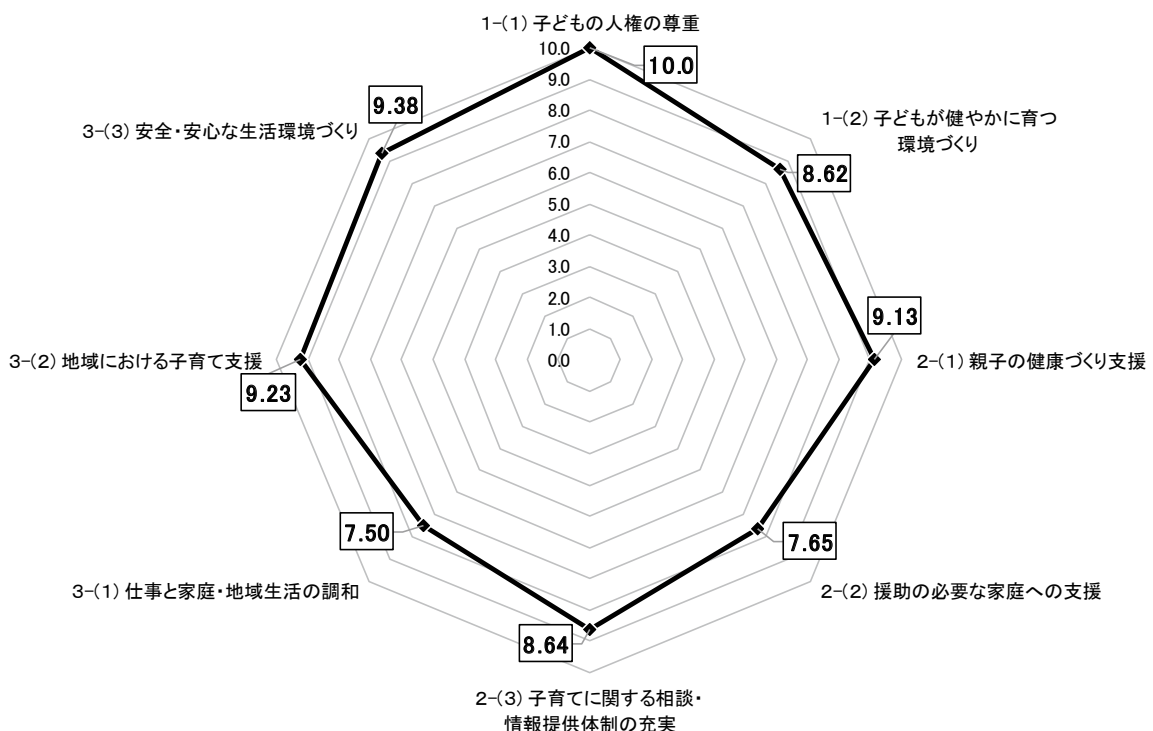
評価対象	平均値
計画全体	8.78
基本目標1 子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくり	9.02
基本目標2 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり	8.53
基本目標3 地域とのつながりの中で、ゆとりを持って子育てできるまちづくり	8.85

○計画全体の評価の平均値は 8.78（概ね「A（計画通り実施）」の水準）となっています。

○基本目標の評価は、「基本目標1」が9.02、「基本目標3」が8.85と全体の平均値を上回っている一方で、「基本目標2」は8.53と全体の平均値を下回っています。

○施策目標の評価は、「1-（1）」「2-（1）」「3-（2）」「3-（3）」が計画全体の平均値を上回っている一方で、「1-（2）」「2-（2）」「2-（3）」「3-（1）」が平均値を下回っています。

<施策目標の評価>

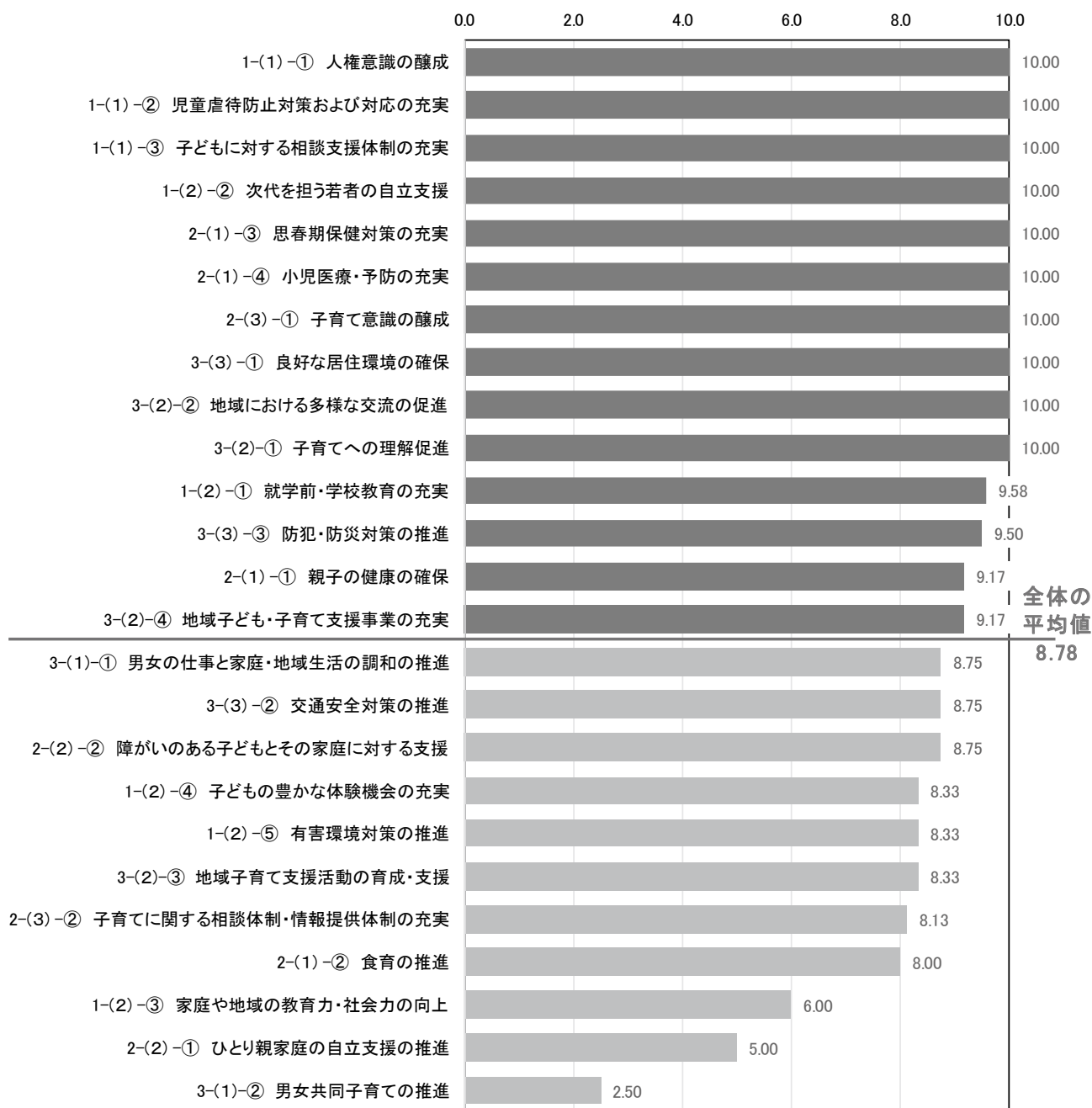


※グラフの「1-（1）」等は、先頭の数字が『基本目標』、後ろの数字が『施策目標』を表す

また、基本施策ごとの評価としては、「1-(1)-①」をはじめとした10の基本施策で平均値が10.0と最も良い評価となっています。

一方で、「3-(1)-②」をはじめ、11の基本施策の平均値が、計画全体の平均値を下回っています。

<基本施策ごとの評価>



※グラフの「1-(1)-①」等は、先頭の数字が『基本目標』、中央の数字が『施策目標』、後ろの数字が『基本施策』を表す

6 子ども子育てを取り巻く課題

(1)「子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくり」に関する課題

【各種調査等からみる主な関連課題等】

- ・子どもの人口は増加傾向、とりわけ0～5歳（就学前）が大きく増加（※統計データより）
- ・6歳未満の子どものいる世帯は、6割以上が核家族（※統計データより）
- ・令和元年度に本町において待機児童（0～2歳）が発生（※統計データより）
- ・児童虐待相談は毎年一定の件数がある状況（※統計データより）
- ・児童虐待等の防止に効果的なことは「配偶者や家族の育児への協力」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ・子どものパソコン等の利用制限をしていない小学生の保護者が1割弱（※ニーズ調査より）
- ・基本施策「家庭や地域の教育力・社会力の向上」の進捗度評価が特に低い（※第1期計画評価より）

(2)「子どもを安心して産み育てることができるまちづくり」に関する課題

【各種調査等からみる主な関連課題等】

- ・18歳未満の障害者手帳所持者が一定数いる状況（※統計データより）
- ・児童扶養手当等の受給者が一定数いる状況（※統計データより）
- ・子育てに関して不安が強いことは「子どものしつけのこと」「子どもの発育・発達のこと」「子どもの友だちのこと」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ・子育てに関する悩みや不安を「一人で抱えている」方がわずかながら存在（※ニーズ調査より）
- ・子育てに関する情報の入手先は「友人・知人」「インターネット」（※ニーズ調査より）
- ・基本施策「ひとり親家庭の自立支援の推進」の進捗度評価が特に低い（※第1期計画評価より）

(3)「地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり」に関する課題

【各種調査等からみる主な関連課題等】

- ・女性の就業率は全国・滋賀県の水準より高く、5年前より増加（※統計データより）
- ・子育てに関して不安が強いことは「子育てと仕事の両立」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ・子育てを主に行っている方は「主に母親」が4割以上（※ニーズ調査より）
- ・母親の現在から1年後の就労意向は、就学前児童で増加、小学生で減少（※ニーズ調査より）
- ・仕事と子育ての両立で必要なことは「配偶者の育児協力」「上司・同僚の理解」「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ・子育て支援に地域として取り組むべきことは「地域の子どもへの見守りと声かけ」「子ども同士が遊べる機会の充実」「子どもの安全のための地域のパトロール」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ・多賀町の子育てに関する取り組みで充実してほしい点は「子どもの遊び場づくり」の割合が最も高い（※ニーズ調査より）
- ・基本施策「ひとり親家庭の自立支援の推進」の進捗度評価が特に低い（※第1期計画評価より）
- ・父親の子育て参加や男女共同参画の取り組みが進んでいない（※第1期計画評価より）

第3章 子ども・子育て応援プランがめざすもの

1 計画の基本理念

多賀町においては、第1期の子ども・子育て支援事業計画となる「多賀町子ども・子育て応援プラン 2015」において、『みんなで応援 子どもと子育て親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀』を、本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援する普遍的な理念として掲げています。

本計画は、「多賀町子ども・子育て応援プラン」の第2期の計画で、これまでの取り組みをさらに発展させる後継計画であり、その理念についても基本的には継承していくことが必要です。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、福祉の大きな方向性として「地域共生社会の実現」が示されました。本町ではこれを受けて、平成30年度に多賀町の福祉関連計画の上位計画となる第2期多賀町地域福祉計画を策定し、計画の基本理念として「みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち」を掲げています。

本計画の策定においては、上位計画である第2期多賀町地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、取り組みの方向の整合性を図ることも必要ですが、第1期の基本理念は第2期多賀町地域福祉計画の基本理念の方向性に大きな差はみられないと考えられます。

こうした点を踏まえ、本計画の基本理念は「多賀町子ども・子育て応援プラン 2015」の基本理念を踏襲することとし、次のように設定します。

【基本理念】

みんなで応援 子どもと子育て
親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀

子育ての基盤は家庭であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、保護者が子育ての喜びや楽しさを実感し、子どもと向き合い、子どもとともに成長できるような支援の実現をめざします。

地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に子どもの成長と保護者の子育てを温かく見守り、応援できるよう、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子どもの育ちや子育て家庭への支援の意義を理解し、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力して行われるまちづくりをめざします。

2 計画の基本的な視点

〈視点 ①〉 子どもの最善の利益の確保

子ども・若者は、家族にとっても、社会にとっても大切な存在であり宝であり、子どもの育ちや子育て家庭を応援するにあたり、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすことを基本にします。障がいの有無や国籍等に関わらず等しく教育・保育が受けられるよう、また、子どもの生きる権利の保障や人権尊重の視点に立ち、教育・保育内容の充実とともに、虐待やいじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVという。）被害などの防止の強化を重視します。

〈視点 ②〉 多賀町の未来を託す人づくり

将来、子どもが自立して家庭を持ち、楽しく子育てができるよう、子どもたちの創造的で豊かな心を育み、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えることができる人の育成を重視します。

また、子どもたちの成長には、家庭での子どもと保護者の関りが大きな影響を持つ中で、子育ての基本となる、家庭の子育て力の向上を重視します。

〈視点 ③〉 ふれあいと支え合いの子育て応援の輪が広がる地域づくり

地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、地域社会の様々な構成員が連携・協働し、子どもをまちの宝として大切に育てる意識づくりとともに、多様なふれあいや支え合いを通して、子育て応援の輪が広がる地域づくりを重視します。

なお、こうした地域づくりにあたっては、小学校区（多賀・大滝）ごとに人口の構造・規模・動向が大きく異なるなど、地域の実態を踏まえ、取り組んでいきます。

〈視点 ④〉 多様な子育て支援ニーズへの対応

母親の就労をはじめ、子どもの教育・保育事業についての多様なニーズ、子育て家庭の生活実態等背景の多様化の状況に十分対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業とともに、地域子ども・子育て支援事業の取り組みや質の確保等を重視します。

〈視点 ⑤〉 子育てと仕事・地域生活の調和の推進

保護者が男女を問わず、子どもの成長を喜びとして実感できるよう、また、地域社会とのつながりの中で親も子も成長できるよう、仕事と家庭生活、地域生活との調和の実現など、ゆとりある家庭づくりを重視します。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、第1期計画を継承し、次の3つの基本目標を掲げることとします。

基本目標1 子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくり

- 一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが明るく元気に、笑顔で暮らすことのできるまちづくりを進めます。
- また、子どもが次代の担い手として、未来に夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育、学校教育の充実をはじめ、子どもたちの多様な学びや体験の機会の充実に取り組みます。
- 子育ての基本は家庭であることを前提に、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を果たすとともに、子どもが健やかに育つ権利が守られるように、家庭の子育て力の向上をめざします。

基本目標2 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり

- 生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、母子保健対策をはじめ、保護者の健康づくり等の対策を進めます。
- また、ひとり親家庭や障がいのある子どもや外国につながる子どもとその家庭等、援助を必要とする家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、相談や情報提供体制の充実を図ります

基本目標3 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり

- 保護者が性別に関わらず、仕事と家庭・地域生活の調和を実現し、ゆとりを持って子育てできるように、また、いきいきと暮らせるよう、就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量の計画的な達成に向けての取り組みを進めるとともに、質の確保を図ります。
- 地域団体や地域住民等と連携し、子どもの社会性を育むとともに、様々な可能性を見つけ、伸ばしていけるよう、多様な交流や体験機会の提供に努めます。
- 親子が安心して快適に暮らすことができるよう、住環境や道路環境などについて子育てにやさしい生活環境の整備を進めるとともに、地域団体や地域住民等と連携し、子どもを交通事故や犯罪・災害から守るまちづくりを進めます。

4 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標・施策目標と、これに基づく取り組みについて、次に体系図として示します。

みんなで応援 子どもと子育て 親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀	基本目標Ⅰ 子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくり	
	施策目標 1 子どもの人権の尊重	(1) 人権意識の醸成 (2) 児童虐待防止対策及び対応の充実 (3) 子どもに対する相談支援体制の充実
	施策目標 2 子どもが健やかに育つ環境づくり	(1) 就学前・学校教育の充実 (2) 次代を担う若者の育成支援 (3) 家庭の「子育て力」の向上 (4) 子どもの豊かな体験機会の充実
	基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり	
	施策目標 1 親子の健康づくり支援	(1) 親子の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 小児医療・予防の充実 (4) 思春期保健対策の充実
	施策目標 2 援助の必要な家庭への支援	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援 (3) 外国につながるのある子どもや保護者への支援
	施策目標 3 子育てに関する相談・情報提供体制の充実	(1) 子育てに関する相談体制の充実 (2) 子育てに関する情報提供体制の充実
	基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり	
	施策目標 1 仕事と家庭・地域生活の調和	(1) 仕事と子育ての調和の推進 (2) 男女共同子育ての推進
	施策目標 2 地域における子育て支援	(1) 地域の子育て力の向上 (2) 地域における多様な交流の促進 (3) 地域子育て支援活動の育成・支援
	施策目標 3 安全・安心な生活環境づくり	(1) 良好な居住環境の確保 (2) 交通安全対策の推進 (3) 防犯・防災対策の推進
	教育・保育の量の見込みと提供体制	

↑ ↑ ↑
 計画の推進

第4章 総合的な施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくり

施策目標1 子どもの人権の尊重



施策の方向



◎子どもの人権尊重

子どもの人権に関する様々な問題について、保護者や子ども、地域住民に対する理解や意識を高めるため、主体的な学習の場や機会を提供し、社会的養育の充実や体罰によらない子育ての推進など、子どもの人権尊重の意識啓発を図ります。

◎子どもの虐待等に対する対応

虐待やDV、いじめなどに関する相談や対応などについて、関係課や福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応に努めます。

◎子どもの相談体制の充実

心の問題を抱える子どもやその保護者に対して、身近に相談できる機会や専門的な相談に応じることのできる職員の資質の向上とともに、相談体制の充実を図ります。

(1) 人権意識の醸成

事業名	事業内容・方向性	担当課
①子どもの人権問題に関する啓発・教育の推進	子どもに対する虐待やいじめなど、様々な子どもの人権に関する問題や「児童の権利に関する条約」の内容、障害者差別解消法などについて、住民の理解を深めるための啓発・教育を進めます。	生涯学習課
②人権に関する学習機会の提供	保育園・幼稚園・認定こども園、小学校において人権擁護委員による人権教室を開催し、「いじめ」「命の大切さ」「相手を思いやる心」の大切さについて楽しみながら学べる機会を提供します。	総務課
③保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校における人権保育・教育の推進	保育園・認定こども園の保育方針や幼稚園、小・中学校の教育方針に基づき、子どもの発達段階に応じて子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進める中で、人権保育・教育の充実を図ります。	学校教育課

(2) 児童虐待防止対策及び対応の充実

事業名	事業内容・方向性	担当課
①児童虐待防止に向けた住民意識の醸成	児童虐待が子どもに及ぼす影響、地域で子どもを見守り、育てることの重要性、「児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）」や通告の意味、通告先など、児童虐待防止について住民の理解を促します。 また、社会全体で児童虐待防止に取り組む住民の意識を高めるため、関係機関や関係団体、企業などと協働しながら、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心にオレンジリボンを活用した啓発活動を行うとともに、広報紙やパンフレット等の媒体を活用して広く啓発します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
②保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校での把握	保育園・幼稚園・認定こども園での生活や小・中学校での不登校、長期欠席、問題行動などの背景に虐待がないか、保育士や教職員一人ひとりが平素から保育・教育活動や家庭訪問等を通して児童や家庭への関わりを深めます。	教育総務課 学校教育課
③乳幼児健診等事業を通じた把握	乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、子どもの養育困難家庭に対する訪問事業等を通じて、子どもに対する虐待リスクを抱えた家庭がないかどうかを把握するとともに、子育ての不安や悩みを抱えた保護者に対する相談など家庭への関わりを深めます。	福祉保健課 教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
④関係課や子ども家庭相談室等関係機関との連携	虐待と見られる事例があった際には、関係課や子ども家庭相談室等関係機関との連携により、一時保護等の確な対応に努めます。 その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどを支援します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
⑤DV防止に向けた啓発	子どもの目の前でDV（配偶者やパートナーがその相手に暴力を振るう行為）など、間接的な被害を防止するため、DV等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑥DV相談、DV被害者の一時保護等の推進	DVに関する相談や、状況に応じて関係課や子ども家庭相談室等関係機関との連携により、被害者及びその子どもの一時保護等の対応を行います。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑦要保護児童対策地域協議会の連携の強化	要保護児童対策地域協議会代表者会議や、実務者会議をはじめ、関係機関や関係団体等が虐待を受けている児童等に関する情報、考え方を共有し、要保護児童の適切な保護や保護者への対応を図るため、連携の強化を図ります。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)

(3) 子どもに対する相談支援体制の充実

事業名	事業内容・方向性	担当課
①子育てについて相談できる窓口の周知	家庭や関係機関、関係課との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーの派遣を行うなど、不登校やいじめ等、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる相談・指導体制の充実に努めるとともに、子どもに対する相談窓口の周知を進めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 学校教育課
②適応指導教室「虹」の開設	様々なことが原因で、学校に行きにくくなった子どもが、心を休め、自信をつけ、笑顔で登校できるように、子どもや保護者の願いを受け止め、学校とともに支援します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
③不登校・いじめ対策協議会の開催	スクールソーシャルワーカーを中心に、不登校児童・生徒の相談活動を実施するとともに、町内の子育て支援に関する会議等の調整や随時の相談活動、調整会議などを行います。	学校教育課

施策目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり



施策の方向



◎「生きる力」を育む教育の充実

子どもたちの「生きる力」を育むという基本的な考え方にに基づき、就学前教育や義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実を図ります。

◎家庭の子育て力の向上

子育ての基盤である家庭において、保護者と子どもの関わりが充実したものになるように、家庭の子育て力の向上を図るとともに、未来を担う親の育成にも努めます。

◎未来を担う若者の育成

次代の親となる子どもたちが子育てに対して不安や負担感ではなく、生命の大切さや成長の喜び、子育ての楽しさ等の感情を持つことができるよう、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域との連携により、小・中学生などが直接乳幼児とふれあう機会の提供を進めます。

◎豊かな体験の機会づくり

社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力などを培い、健全な育成を図るため、子どもたちの多様な体験機会の提供を進めます。

(1) 就学前・学校教育の充実

事業名	事業内容・方向性	担当課
①総合的な幼児教育の推進	保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、地域、家庭等との連携を図り、生きる力の育成とともに、共生や仲間づくりを大切にした保育・教育内容となるよう努めます。	学校教育課 教育総務課
②小・中連携教育の推進	児童・生徒の教育の質を高められるよう、小・中学校の連携を推進します。	学校教育課 教育総務課
③学習意欲の向上と学習習慣の確立	子どもの確かな学力の定着を図るため、少人数指導をはじめ指導方法の工夫により、学習意欲の向上と学習習慣の確立を図ります。	学校教育課 教育総務課
④国際理解教育の推進	国際感覚を持った人材の育成や多様な文化への理解を深めるため、ニュージーランドへの中学生の派遣を行います。また、学校教育の充実のためALTを活用します。	生涯学習課 学校教育課
⑤情報教育の推進	ICT サポーターを活用するなど、子どもたちの発達段階に応じて、正しい情報活用能力と健全な情報モラルの育成に取り組みます。	学校教育課 教育総務課
⑥キャリア教育の推進	子どもたちが働くことの意義を学び、自分の進路設計の機会とできるよう、地域の事業所の協力の中で、職場体験学習を推進します。	学校教育課 教育総務課
⑦活用する力の育成	子どもたちが社会に出てたくましく生きることができるよう、思考力や判断力、表現力など、知識・技能の習得とともに活用する力の育成を進めます。	学校教育課 教育総務課
⑧読書に親しむ活動の推進	子どもの豊かな情操を育むとともに、社会性や子どもの意欲・集中力を高められるよう、就学前の時期から読書に親しむ機会の提供の充実を図るとともに、読書に親しむことの重要性について啓発し、家庭での取り組みを促進します。 また、各学校において学校司書を配置し、読書活動の推進に努めます。	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 図書館
⑨道徳教育の充実	道徳教育の授業等を活用し、道徳的信条を深め、態度の実践化につながる指導と心の教育推進に努めます。	学校教育課 教育総務課
⑩魅力ある学校づくりの推進	学校評議員制度を活用し、学校運営方針等に住民の理解を得るとともに、地域との連携を図ります。 また、日頃の様子や地域の意見を聞き、より学校経営の充実を図るとともに、学校評価（自己評価）への意見を求めます。	学校教育課 教育総務課
⑪職員体制の充実や施設環境の改善	質の高い教育・保育事業を提供するため、人員配置など職員体制の充実を図るとともに、施設環境の改善などに努めます。	学校教育課 教育総務課
⑫支援を必要とする家庭との関わり	支援を必要とする子どもや保護者に対し、カウンセラー等によりサポートを行います。	学校教育課 教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)

(2) 次代を担う若者の育成支援

事業名	事業内容・方向性	担当課
①次代の親の育成	中学校課程の「家族・家庭と子どもの成長」の中で、次代の親となる子どもの人間性を育てるために、育児につながる体験の場を提供します。	学校教育課 教育総務課
②中学生の保育園・幼稚園・認定こども園でのボランティア活動の促進	中学生が保育園・幼稚園・認定こども園で絵本の読み聞かせを行うなど、様々なボランティア活動の促進を図ります。	学校教育課 教育総務課
③進路指導相談体制の充実	中学校の進路相談や若者の就職等に関する相談について、関係課や関係機関等と連携し、相談対応の充実に努めます。	学校教育課
④発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進	若者の二つ問題などに対応するため、働くことや職業人としての明確な意識と自覚、自信が持てるように、関係機関や中学校等との連携のもとにキャリア教育の充実に努めます。	学校教育課

(3) 家庭の「子育て力」の向上

事業名	事業内容・方向性	担当課
①保護者の学びの支援	関係課と連携し、家庭の役割を認識するとともに子育てについての知識等を深められるよう、啓発や学習機会の提供に努めます。	生涯学習課
②親子同士の交流機会の充実	子育て支援センターを活用した親子同士の交流を通して、保護者にとっては子育ての悩みや不安の解消とともに、子育てに関する情報交換や知識の習得が図れるとともに、子どもにとっては仲間づくりにつながるよう、親子同士の交流の機会の充実に努めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
③地域子育て支援拠点事業の推進	子育て支援センターを通じて、親子や保護者同士の交流、子育てに関する相談、情報の提供等子育て支援の充実に努めます。(第5章参照)	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
④子育てサポーターの養成	家庭教育支援や子育て支援に必要な技術や知識を有する子育てサポーターの養成に向けて、関係課との連携等、実施に向けた検討を進めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
⑤のびっ子教室の開催	親子がじっくり関係性を築き、ともに育ちあうことを支える教室を開催します。	福祉保健課
⑥元気っ子教室の開催	親子がじっくり関係性を築き、ともに育ちあうことを支えるとともに、子どもが集団の中でいきいきと活動することができる力を養う教室を開催します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)

(4) 子どもの豊かな体験機会の充実

事業名	事業内容・方向性	担当課
①放課後子ども教室の推進	地域住民の参画により地域の実情に応じた取り組みを有機的に組み合わせて教育支援活動を行うことにより、教育コミュニティづくりを推進します。 新・放課後子ども総合プランに基づく内容となるよう放課後児童健全育成事業との連携等を検討します。	学校教育課 教育総務課
②多賀結いの森の活用	中央公民館多賀結いの森の「児童室きらら」と「託児乳児室」を、子どもや保護者が、安心して集まり安全に快適に過ごせる居場所として、その活用を推進します。	生涯学習課
③スポーツの機会の充実	子どもが心身ともに健やかに成長し、社会性を身につけられるよう、スポーツ少年団活動を支援します。 また、多種目のメニューを多世代が集い楽しむ総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。	生涯学習課
④星空かんさつかいの推進	地球がいかにすばらしい星であるか認識し、環境意識を高めることを目的として、ダイニックアストロパーク天究館の協力により天体観察を行います。また、ダイニックアストロパーク天究館やあけぼのパーク多賀と協力しながら環境に関わる啓発を推進します。	産業環境課 博物館
⑤自然観察会の推進	ふるさと多賀の自然に親しみ、身の回りの自然環境に理解を深めるための野外での観察会を、四季を通じて、植物・昆虫・野鳥・洞窟・化石など様々なテーマで開催します。 また、関係団体主催の自然に関する観察会を共催し支援します。	博物館
⑥地域での多様な体験機会の提供	郷土の自然にふれ、地域の人達との交流を通じて、地域の理解と愛着醸成を図る事業（ネイチャークラブ）を実施します。	生涯学習課
⑦子ども体験教室の推進	実験や観察、様々な工具・材料による工作を通じて、物づくりの楽しさにふれる事業（少年少女発明クラブ）を実施します。 陶芸の基本的な手法を学び、陶作を通じて創造性を高める事業（陶芸クラブ）を実施します。	生涯学習課
⑧兄弟都市等との交流事業の推進	多賀町と兄弟都市盟約を結んでいる鹿児島県日置市と親善使節団を相互に派遣し、多様な人々との交流や日置市と多賀町それぞれの歴史・文化・自然に親しむ事業を実施します。 また、友好都市盟約を結んでいる鳥取県三朝町との交流事業の実施について検討します。	生涯学習課 学校教育課
⑨木育の推進	子どもたちに木とともに生き、そして、木のぬくもりを感じながら心豊かに多賀町で暮らしていくことができるように、お食い初めセットの給付や木のおもちゃの取り組みなどを推進します。	産業環境課

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり

施策目標1 親子の健康づくり支援



施策の方向



◎妊娠・出産・子育ての継続支援

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送るとともに、安心して妊娠・出産し、ゆとりを持って子育てできるよう、妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

◎子どもの健康に関する啓発

家庭における食生活の大切さや乳幼児期からの望ましい食習慣の定着のための啓発を進めるとともに、家庭、学校、地域などが連携して未成年の喫煙・飲酒、違法薬物、性などに関する正しい知識の普及を図ります。

◎保護者の健康に関する啓発

保護者が健康を保持・増進できるようにするため、生活習慣病の予防など、若い時から適切な食事・運動・睡眠・有害情報等についての啓発を進めます。

◎小児救急診療体制の周知

子どもの急病に関して、小児救急診療体制についての周知を図ります。

(1) 親子の健康の確保

事業名	事業内容・方向性	担当課
①母子健康手帳の交付と活用の促進	母子健康手帳の交付を通して、母親・父親が保護者としての自覚を持てるよう、また、母と子の一貫した健康管理と健康の保持・増進に役立てられるよう、活用について啓発します。 さらに、母子健康手帳交付時に、禁煙等の健康管理についての啓発も同時に行います。	福祉保健課
②妊婦健康診査の受診促進	妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査について受診の促進を図るとともに、定期妊婦健康診査に係る費用の全額を助成します（第5章参照）。	福祉保健課
③妊婦・乳幼児健康相談の充実	乳幼児の身体計測とともに、子育てに関する相談を行います。	福祉保健課
④乳児家庭全戸訪問事業の推進	育児に対する悩みや不安の軽減と母子の健康管理に対する相談や指導等を行うため、助産師、保健師により、生後2か月頃の乳児のいる家庭すべてに対して訪問を行います（第5章参照）。	福祉保健課

事業名	事業内容・方向性	担当課
⑤乳幼児健康診査の推進、乳幼児健診未受診者への対策強化	4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半に対する健康診査及び整形外科健診を実施し、経過観察が必要と認められた乳幼児、保護者に対して必要な支援を行います。 また、未受診者に対するフォローを行います。	福祉保健課
⑥発達相談	発達の遅れが気になる、指示したことが伝わりにくいなど、子どもの特徴に応じて専門家と保護者、関係機関と一緒に相談しながら具体的な支援方法を考えることができるように、人員の確保や相談指導の行いやすい体制整備を進めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑦就園児の発達支援	発達面に様々な課題のある子どもに対し、親子で遊びを通して人とふれあう楽しさを経験してもらうための教室を開催するとともに、必要な児童の増加に対応できる人員や場所等の体制整備を進めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
⑧保育園等訪問支援の推進	保育園等現在利用中の子ども、または今後利用する予定の子どもが、保育園等における集団生活適応のため、専門的な支援が必要な場合に保育園等を訪問し、相談・指導を実施します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
⑨むし歯予防の推進	むし歯予防のために、保育園・幼稚園・認定こども園の年長児や小学校1～6年生を対象に、継続的にフッ素洗口を実施します。 また、保育園・幼稚園・認定こども園の年少から年長、小学校全学年・中学2年生の子どもを対象に、歯科指導を実施します。	福祉保健課
⑩保護者の健康づくりの推進	保護者自身が生涯にわたる健康の保持・増進に関心を持ち、適切な食生活や睡眠・運動・禁煙等や定期的な健康診査の受診により、生活習慣病の予防を図ることの重要性について啓発していきます。	福祉保健課
⑪不妊治療対策の推進	不妊治療の助成事業について周知し、利用を促進します。	福祉保健課

(2) 食育の推進

事業名	事業内容・方向性	担当課
①望ましい食習慣についての啓発	健康推進員により、「親子の料理教室」を実施し、望ましい食習慣や食を通しての心身の健全育成を図ります。 また、町内小・中学校の児童・生徒とその保護者、町内保育園・幼稚園・認定こども園の園児に対し、望ましい食習慣について啓発します。	福祉保健課
②離乳食教室の開催	4か月児健診時、生後7～8か月児に対して離乳食教室を実施します。	福祉保健課
③栄養指導の実施	10か月児健診、1歳6か月児健診時に、栄養士が個別に栄養指導を行います。	福祉保健課

事業名	事業内容・方向性	担当課
④学校等における食育の推進	小・中学校において、給食、家庭科、保健などの授業を通して、食についての指導を行うとともに、地産地消給食などを実施します。 また、幼稚園においても、バランスのとれた弁当の指導、講演会、菜園活動等を実施します。	学校教育課 産業環境課

(3) 小児医療・予防の充実

事業名	事業内容・方向性	担当課
①予防接種の個別通知と未接種者への勧奨	予防接種の個別通知、未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に努めます。	福祉保健課
②小児救急電話相談についての周知	夜間や休日の急病やケガに対し、家庭での対処方法や医療機関を受診するかどうかの相談に応じる小児救急電話相談について周知を図ります。	福祉保健課
③乳幼児の事故防止の推進	誤飲や転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群の予防対策を推進するため、乳幼児健診の機会等を活用して啓発を行います。	福祉保健課
④福祉医療費の助成	滋賀県が実施する乳幼児福祉医療費助成制度は、小学校入学前まで全額助成としていますが、小・中学生の保健の向上と保護者の子育てを応援することを目的に、多賀町独自の事業で中学校卒業までの拡大実施について、今後も継続します。	税務住民課

(4) 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容・方向性	担当課
①喫煙・飲酒防止、違法薬物等防止対策の推進	子どもを喫煙や飲酒、違法薬物による健康被害から守るため、福祉保健課や警察などの関係機関の協力を得ながら、飲酒、喫煙、違法薬物などの防止のための教育を推進します。	学校教育課
②性教育の推進	子どもたちの性に関する正しい知識の習得のための教育を推進するとともに、健康課題に対応し、子どもの心の健康などについて理解を深めます。	学校教育課
③青少年育成町民会議の活動支援	有害図書取扱店への立ち入り調査・酒たばこ自販機状況調査を実施するとともに、未成年への販売禁止運動などを継続して実施します。	生涯学習課
④有害情報への対応	青少年をインターネット等の有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）や SNS の利用などで子どもが被害にあわないための利用上の注意などに関する啓発チラシを、夏休み前と冬休み前に作成し、町内の全家庭と学校に配布し情報の共有に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課 教育総務課

施策目標 2 援助の必要な家庭への支援



施策の方向



◎ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援するとともに、子育て・生活支援の強化や子どもへの相談・学習支援を図ります。

また、父子家庭に対する相談や就業支援等、支援の拡大を図ります。

◎障がいのある子どもへの総合支援

心身に障がいのある子どもや発達の遅れがある子どもとその保護者が、安心して子育てや生活ができるよう、育児・教育の支援・訓練とともに、障害児福祉計画に基づき障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供などを推進します。

◎外国につながる子どもへの支援

近年、増加する外国につながる子どもやその保護者等が、必要なサービスや支援を受けることができるよう体制の整備を進めます。

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容・方向性	担当課
①相談対応の充実	ひとり親家庭が抱えている様々な課題や悩みなどを解決するため、適切な助言及び情報提供を行うなど、相談対応の充実に努めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
②就労等自立支援の推進	看護師や介護福祉士などの資格の取得や就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親に対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図るため、高等技能訓練促進費等給付金事業や自立支援教育訓練給付金の支給等について周知し、利用の促進を図ります。	福祉保健課
③子育て短期支援事業の利用促進	家庭の事情などにより養育が困難になった場合に利用できるよう、子育て短期支援事業の実施を行います(第5章参照)。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
④養育支援訪問事業	特に支援が必要な家庭に対し、保健師などが訪問し、子育てに関するアドバイスなどを行います(第5章参照)。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
⑤経済的支援	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、生活保護費支給事業をはじめ、ひとり親家庭医療制度、児童扶養手当、保育料の軽減、幼稚園・認定こども園就園奨励などの事業について周知します。	税務住民課 福祉保健課

(2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援

事業名	事業内容・方向性	担当課
①障がいの早期発見	乳幼児健診による障がいの早期発見とともに、保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校、子ども家庭応援センターとの連携を図り、発達に遅れなどのある子どもの早期発見や早期対応に努めます。	福祉保健課 教育総務課 学校教育課
②個別の指導計画や教育支援計画の作成と取り組み	ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うため、乳幼児期・学齢期・成人期までの一貫した支援体制の構築に向け、支援をつなぐ「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、それらを効果的に活用し、支援を充実させていくために、保護者、保育園・幼稚園・認定こども園、学校間、福祉・医療機関等と連携を図ります。	教育総務課 福祉保健課
③総合的教育支援体制の推進	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもへの対応の充実をめざし、専門家を招き研修会を開催するとともに、全職員が子どもへ対応できる組織づくりを進めます。 また、保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校との連携を強化します。	教育総務課 学校教育課
④障がい児通園事業の推進	発達に課題のある就学前の子どもについて、愛知犬上療育教室である「つくし教室」での通園療育を支援します。	福祉保健課
⑤通級指導教室による支援	軽度の言語障がいや発達障がいのある子どもについて、愛知・犬上郡広域で開設された通級指導教室の本格的運営を進め、支援を行います。	学校教育課
⑥特別支援教育支援員による支援	小・中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対して、個別の対応を行い、きめ細やかな指導に努めます。	学校教育課
⑦障がい福祉サービス等の提供	居宅介護などの訪問系サービスをはじめ日中一時支援などの日中活動系サービスの利用に際し、計画相談支援事業所の相談支援専門員が支援計画を立て、計画に基づきサービスを提供します。	福祉保健課
⑧地域支援事業の推進	障がいの種類などに応じた生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や移動支援等を提供します。	福祉保健課
⑨経済的支援	特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、経済的支援の周知を図ります。	福祉保健課

(3) 外国につながる子どもや保護者への支援

事業名	事業内容・方向性	担当課
①国際化への対応	外国につながる子どもやその保護者等が円滑に教育・保育等が利用できるように保護者や教育・保育施設等への必要な支援を検討します。	教育総務課 学校教育課 福祉保健課

施策目標3 子育てに関する相談・情報提供体制の充実



施策の方向



◎子育て相談・指導體制の充実

子どもに関する様々な課題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるよう、関係機関や関係団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導體制の充実を図ります。

◎子育て情報提供体制の充実

関係機関や関係団体等と連携し、子育てに関するサービスや講座等の情報、子育て支援団体・サークル等の情報提供を進めます。

(1) 子育てに関する相談体制の充実

事業名	事業内容・方向性	担当課
①母子保健事業を通じた乳幼児相談、発達相談等	乳幼児健診や事業、教室開催時やその他随時、保護者からの育児・発達等に関する相談を受けるとともに、医療機関や保健所、専門機関と連携し、対応の充実を図ります。また、必要に応じて支援を行います。	福祉保健課
②子育て支援センターにおける相談の推進	子育てあるいは子どもの保育・教育に関する不安や悩みに対応するため、子育て支援センターにおける相談対応とともに、関係課の連携により、開設時間や職員体制の調整など、対応の充実を図ります。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
③子ども・家庭応援センターにおける相談の推進	子育て相談をはじめ、不登校やいじめの相談、発達相談、虐待相談などの相談事業を実施します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 学校教育課
④利用者支援事業の推進	保護者等からの相談に応じ、子育て支援事業など必要な情報の提供や助言等を行う事業について進めます。(第5章参照)	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)

(2) 子育てに関する情報提供体制の充実

事業名	事業内容・方向性	担当課
①子育て支援センター等における情報提供	子育て支援センターにおいて、月に1度につきメールを発行し、行事の予定を発信します。また、「多賀町子ども・家庭応援センターだより」により、子育てに関する情報を各集落に配布します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
②子育てガイドブックの作成	子育てに関する関係課の事業等を盛り込んだ、子育てガイドブックについて、必要に応じて内容の変更や情報の追加を行い、再発行・配布等を行います。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
③ホームページの充実、広報たがの充実	子育て関連情報について、ホームページの各月の行事カレンダーへ掲載するとともに、広報「たが」への掲載や子育て関連行事等について掲載し、情報提供の充実を図ります。	福祉保健課

基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり

施策目標 1 仕事と家庭・地域生活の調和



施策の方向



◎仕事と生活の調和の推進

すべての子どもの保護者が、仕事と家庭・地域生活の調和を実現し、安心して子育てや地域活動などに参加できるよう、仕事と生活の調和について住民に対する周知を図るとともに、仕事と生活の調和に取り組んでいる企業に関する紹介などを行い、住民の関心を高めます。

◎仕事と子育ての両立支援

保護者の子育てと職業生活との両立を支援するため、あるいは就労形態の多様化に対応するため、保育事業の充実に努めるとともに、地域子ども・子育て支援事業等の充実に図ります。

◎男女共同子育ての推進

子育てや家事などの家庭生活を男女がともに担っていくため、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識を、男性のみならず女性を含む住民や企業など社会全体に浸透させるための啓発を推進します。

(1) 仕事と子育ての調和の推進

事業名	事業内容・方向性	担当課
①教育・保育事業の推進	保育園・幼稚園・認定こども園における教育・保育事業の充実とともに、教育の一体化を図ります。また、幼児教育・保育の無償化に対応するための給付を適切に実施する等、保育料の負担軽減を図ります。(第5章参照)。	教育総務課 学校教育課
②時間外保育事業の推進	働く保護者を支援するため、保育園での延長保育を実施します(第5章参照)。	教育総務課
③一時預かり事業の推進	保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対応する一時預かり事業を推進します(第5章参照)。	教育総務課 学校教育課
④子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進	保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった時や、出張等で家庭において夜間の保育ができない場合など、近隣市の児童養護施設などで預かる事業を活用し、その家庭の支援を行います(第5章参照)。支援の必要な家庭が適切に事業を利用できるように、引き続き周知啓発を行います。	教育総務課

事業名	事業内容・方向性	担当課
⑤放課後児童健全育成事業の推進	小学生で、放課後帰宅しても保護者及び同居の親族の就労または疾病等により、留守等になる家庭の子どもたちを対象に、放課後あるいは長期休業中の居場所を提供し、健全育成を図ります。 今後、支援学級児童や障がい児童の受け入れを実施する「杉の子クラブ」との連携を進めます。 (第5章参照)	教育総務課
⑥産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援	産前・産後休業や育児休業中の保護者が、職場復帰時に保育園等をスムーズに利用できるよう、情報提供や相談支援を図ります。	教育総務課
⑦入園手続きの簡素化	保護者が保育園・幼稚園・認定こども園の各種手続き等をスムーズに行えるよう、関連する情報の提供とともに、手続きの簡素化を図ります。	教育総務課 学校教育課
⑧仕事と生活の調和についての住民に対する周知	仕事と生活の調和について住民の理解を深めるための周知を行います。 また、従業員の働きやすい環境づくりのため、労働環境等の改善を積極的に進めている企業について、滋賀県との連携により紹介に努めます。	福祉保健課 産業環境課

(2) 男女共同子育ての推進

事業名	事業内容・方向性	担当課
①家庭における男女共同参画の推進	子育てや家事などの家庭生活を男女がともに担っていくことについて、父親のみならず子どもも含め家族による話し合いを促進します。	総務課

施策目標 2 地域における子育て支援



施策の方向



◎地域の子育て力の向上

子育て家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域の中で孤立することがないよう、子どもの育ちや子育て家庭を地域社会が見守り支援することの重要性を広く普及するとともに、子どもの育ちを見守り、応援する地域の教育力・社会の向上を図ります。

◎地域における多様な交流・活動の推進

親子が多様な交流の中で社会性を身に付け、幅広い視野を持つ大人として成長できるよう、地域住民や地域団体等と連携し、多様な交流を促進します。

(1) 地域の子育て力の向上

事業名	事業内容・方向性	担当課
①子育てを地域ぐるみで応援する気運の醸成	広報「たが」やホームページなどを活用して、子育て支援の気運の醸成を図っていきます。	生涯学習課
②ふるさと教育の推進	子どもたちが地域の歴史や文化、自然、産業など、ふるさとへの関心と愛着を持てるよう、地域住民や関係団体等との連携を図り、ふるさと教育を推進します。	学校教育課 教育総務課 生涯学習課
③地域の社会教育活動の推進	青少年育成町民会議が掲げる「たくましく伸びよう 伸ばそう多賀の子」をスローガンに、地域社会と一体となった活動を展開します。	生涯学習課 教育総務課

(2) 地域における多様な交流の促進

事業名	事業内容・方向性	担当課
①世代間交流の促進	保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校等、様々な場や機会を通じて世代間交流を促進します。	教育総務課
②ふれあい幼稚園の推進	年間を通じて園庭開放を実施することにより、親子の仲間づくりや幼児の望ましい発達などを支援します。	教育総務課 学校教育課
③保育園・幼稚園・認定こども園等の交流の推進	小学校生活へ円滑に移行するため、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校の交流をはじめ地域の他の施設との交流を深めます。	教育総務課 学校教育課
④地域団体による子育て支援活動の支援	多賀町民生委員児童委員協議会が実施する、子育てサロンへの支援を行います。	福祉保健課

(3) 地域子育て支援活動の育成・支援

事業名	事業内容・方向性	担当課
①子育てサークルの育成・支援	子育て中の親子が子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域の自主的な子育てサークルの育成・支援に努めます。	生涯学習課 教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
②子育て支援ボランティアの育成・支援	多賀町社会福祉協議会と連携し、地域での子育てサロンやふれあい食堂の開催を通して、子育て支援ボランティアの育成に努めます。	福祉保健課
③ママ・サービスの推進	急な仕事や用事あるいは病気などに対して、シルバー人材センターによる一時預かり「ママ・サービス」の利用を推進します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課

施策目標3 安全・安心な生活環境づくり



施策の方向



◎良好な居住環境の整備

子育て家庭が安全に、安心して暮らすことができるよう、良好な居住環境の整備を進めます。

◎道路整備の推進

気軽に子ども連れで外出できるよう、利便性や安全性、快適性に富んだ、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った施設づくりや道路整備に努めます。

◎安全・安心のまちづくり

子どもを犯罪や交通事故、災害時の被害等から守るため、地域住民や関係団体、関係機関等と連携して見守り活動や交通安全教室、防災訓練などに取り組みます。

(1) 良好な居住環境の確保

事業名	事業内容・方向性	担当課
①公共施設等のバリアフリー化の推進	乳児のいる保護者が外出先でも安心しておむつ替え等ができるよう、公共施設のオムツ交換台等の設置に努めます。 不特定多数の方が利用する民間の建築物について、滋賀県福祉のまちづくり条例等の普及と、誰もが利用しやすい、移動しやすいまちづくりの推進への誘導に努めます。	総務課 企画課 福祉保健課

(2) 交通安全対策の推進

事業名	事業内容・方向性	担当課
①地域住民、地域団体等との連携による交通安全教室の開催	警察や交通安全協会等と連携し、保育園・幼稚園・認定こども園、小学校の子どもに対し、交通ルールの指導や歩行訓練などの教育・啓発を行います。	総務課
②交通安全施設等整備の計画的な推進	歩行者や自転車走行者の安全確保・事故防止を図っていきます。特に通学路の安全対策については、多賀町通学路交通安全プログラムに基づき、整備や対策を図っていきます。	地域整備課 総務課
③幹線道路、通学路等の除雪対策の推進	降雪時の安全な通学路の確保のため、幹線道路、通学路等の除雪を行います。	地域整備課

(3) 防犯・防災対策の推進

事業名	事業内容・方向性	担当課
①登下校時の子どもの見守り活動の促進	登下校時の安全の確保のため、民生委員児童委員協議会、スクールガード、PTAによる子どもの見守り活動を実施します。	学校教育課 福祉保健課
②あいさつ運動の推進による顔の見える関係の構築	地域における犯罪被害を防止するため、民生委員児童委員協議会をはじめとした地域住民や関係団体、保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校などが連携し、全町的にあいさつ運動を促進します。	生涯学習課 福祉保健課
③子ども 110 番の家の設置	子どもを犯罪等被害から守るため、子ども 110 番の家の増設設置及び古くなったコーンの取替を行い、子どもの緊急避難先を確保します。	総務課
④学校・園の安全の充実	警察署による防犯教室を実施し、危機管理マニュアルに基づく安全の確保を行います。また、おうみ通学路アドバイザーの指導協力とスクールガードの拡充による交通安全対策を実施します。	教育総務課 学校教育課
⑤防犯対策の推進	公用車青色防犯灯での啓発、地域安全ニュースの配布等により、地域の防犯意識を高めるとともに、街路灯の設置、地域安全連絡所の責任者の選任等により、地域の安全・安心な地域づくりを進めます。	総務課
⑥防災教育の推進	地震などの災害時に混乱しないように、保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校での避難訓練など防災教育を実施します。	学校教育課
⑦地域における避難訓練等防災教育の推進	障がいのある子どもや障がいのある保護者のいる家庭などが、地震などの災害時に混乱することなく避難できるよう、また、安否確認が行えるよう、避難訓練をはじめ地域での自主防災活動を促進します。	福祉保健課 総務課

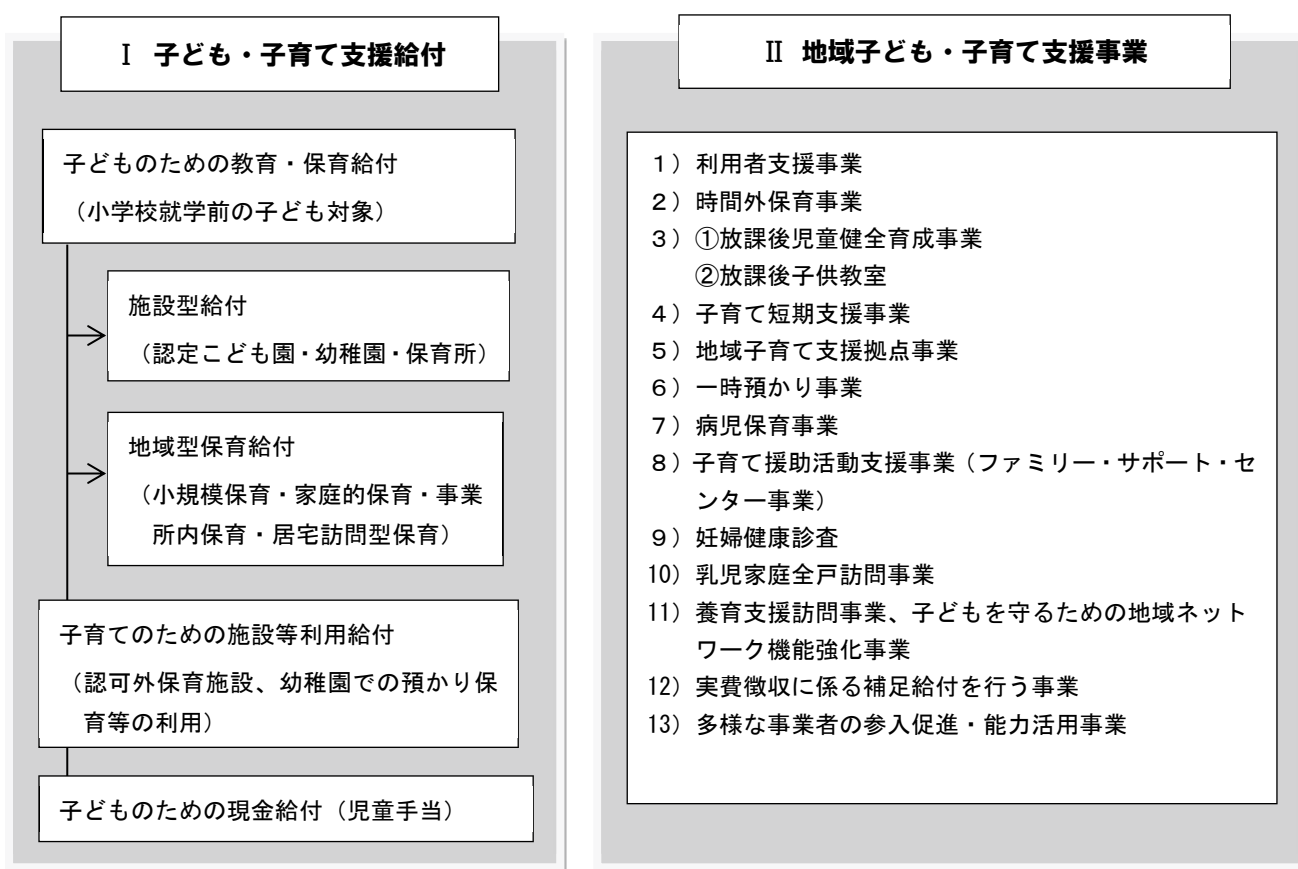
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、幼児教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。



(2) 対象となる施設・事業

①子どものための教育・保育給付（施設型給付）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	満3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳児クラスは住民税非課税世帯・3歳児クラス以上は利用料が無償となります。
認定こども園	短時間保育：制限なし 長時間保育：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。 0～2歳児クラスは住民税非課税世帯・3歳児クラス以上は利用料が無償となります。

②子どものための教育・保育給付（地域型保育給付）

地域型保育は、町の認可事業として、年度を通じて待機児童の発生しやすい0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員3人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

③子育てのための施設等利用給付

幼稚園（旧制度）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

※町内にない施設も含め掲載

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外（無認可）保育所	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

④地域子ども・子育て支援事業

本町が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第59条に規定される事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

※事業の詳細についてはP15・16参照

(3) 保育の必要性の認定

① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

② 保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

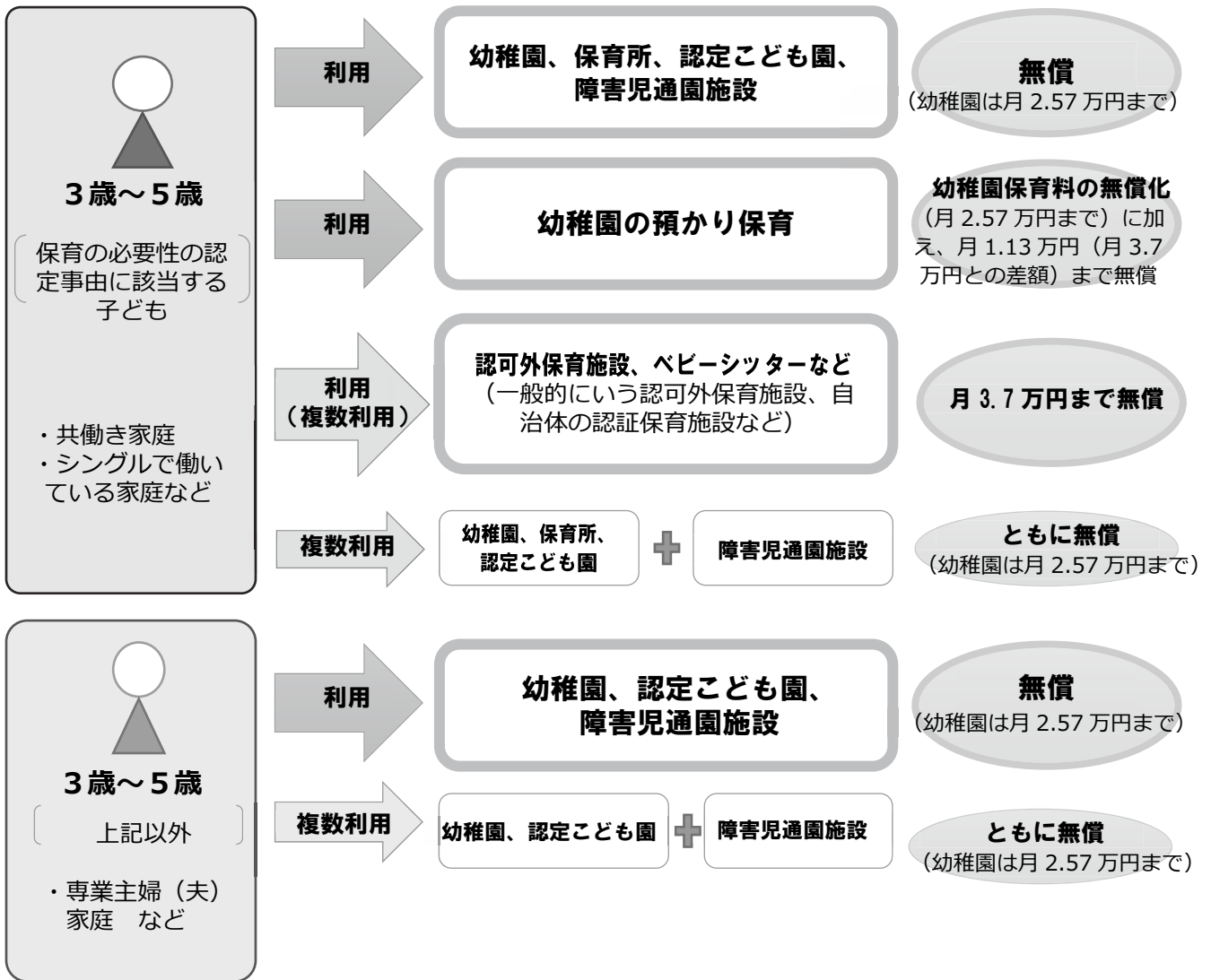
- ・ 就労（月64時間以上）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 疾病、障がい
- ・ 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動
- ・ 就学
- ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・ 「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・ 「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

※幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月 4.2 万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設けるが、県への届出が必要)。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

多賀町は、東西 14.5km、南北 17.5km、面積 135.77k m²となっています。

保育園、幼稚園、認定こども園が各1箇所、小学校は2校、中学校は1校となっています。

このような中で、第1期の本町における子ども・子育て支援事業計画である「多賀町子ども・子育て応援プラン2015」においては、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視し、設定しています。

1) 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避けるようにします。

2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

本計画においても、第1期の計画の考え方を踏襲し、既存の地域特性や上記の観点も踏まえ、多賀町では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「町全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域も基本、「町全域」の1区域とします。

3 将来の子ども人口推計

<推計方法>

2016年(平成28年)から2019年(平成31年)の住民基本台帳(各年3月末)における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

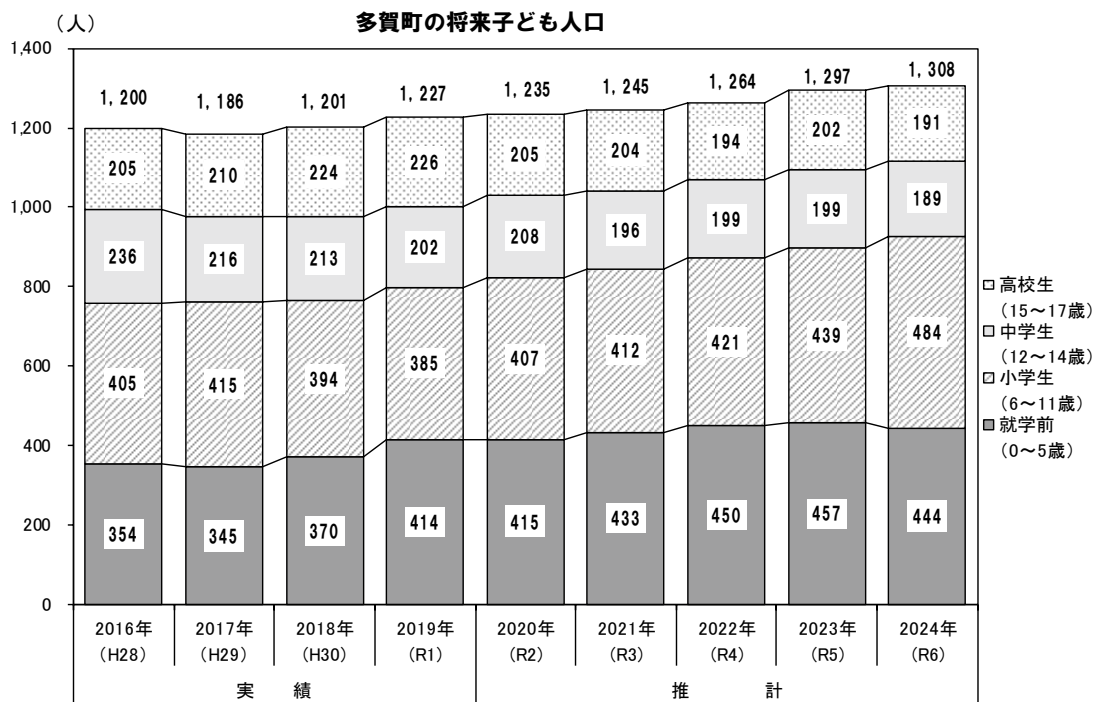
※推計は小学校区別に行い、これを合算したものを、町全体の将来人口としている

※近年の新興住宅地への子育て世帯の増加の状況を反映した推計となる

多賀町の将来の子ども人口(0~17歳)については、微増傾向で推移し、2019年(令和元年)の1,227人から2024年(令和6年)には1,308人と、5年間で81人(6.6%)程度増加する見込みです。

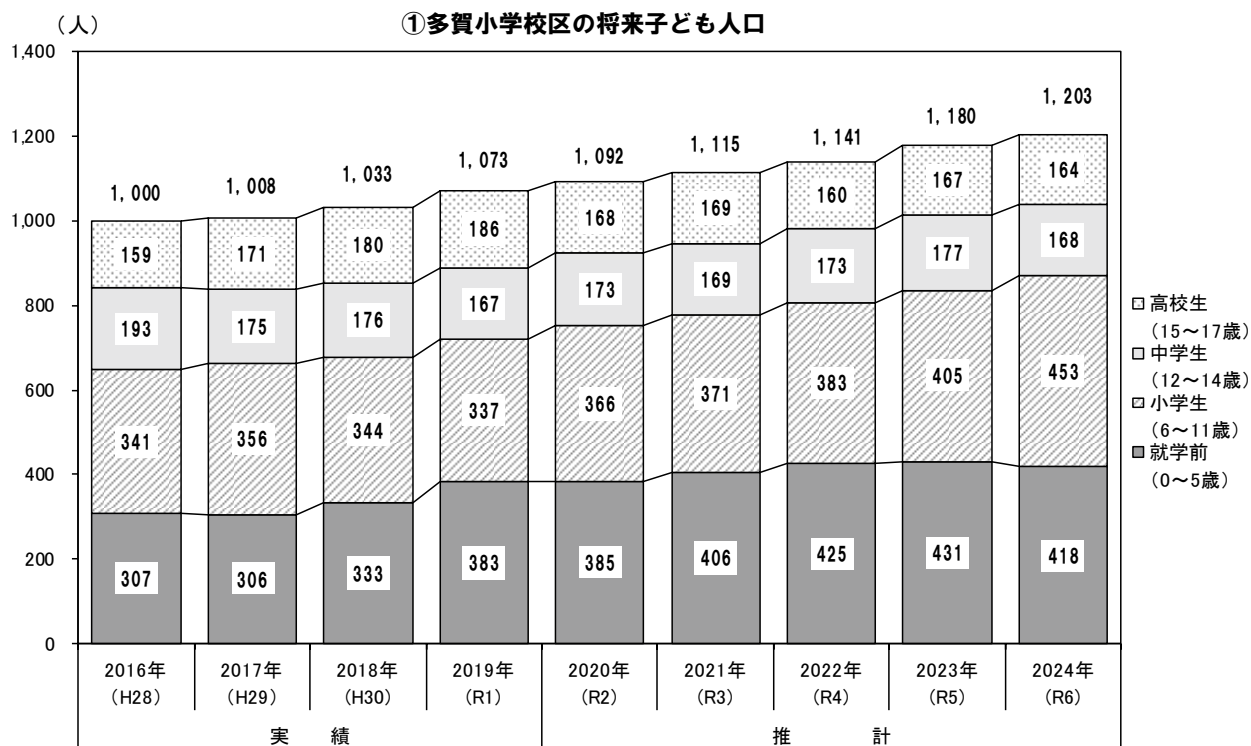
このうち就学前(0~5歳)の子どもは、414人から444人と30人(7.2%)、小学生(6~11歳)は385人から484人と99人(25.7%)程度の増加が見込まれます。

一方で、中学生(12~14歳)については202人から189人と13人(6.4%)、高校生(15~17歳)については226人から191人と35人(15.5%)程度の減少が、それぞれ見込まれます。



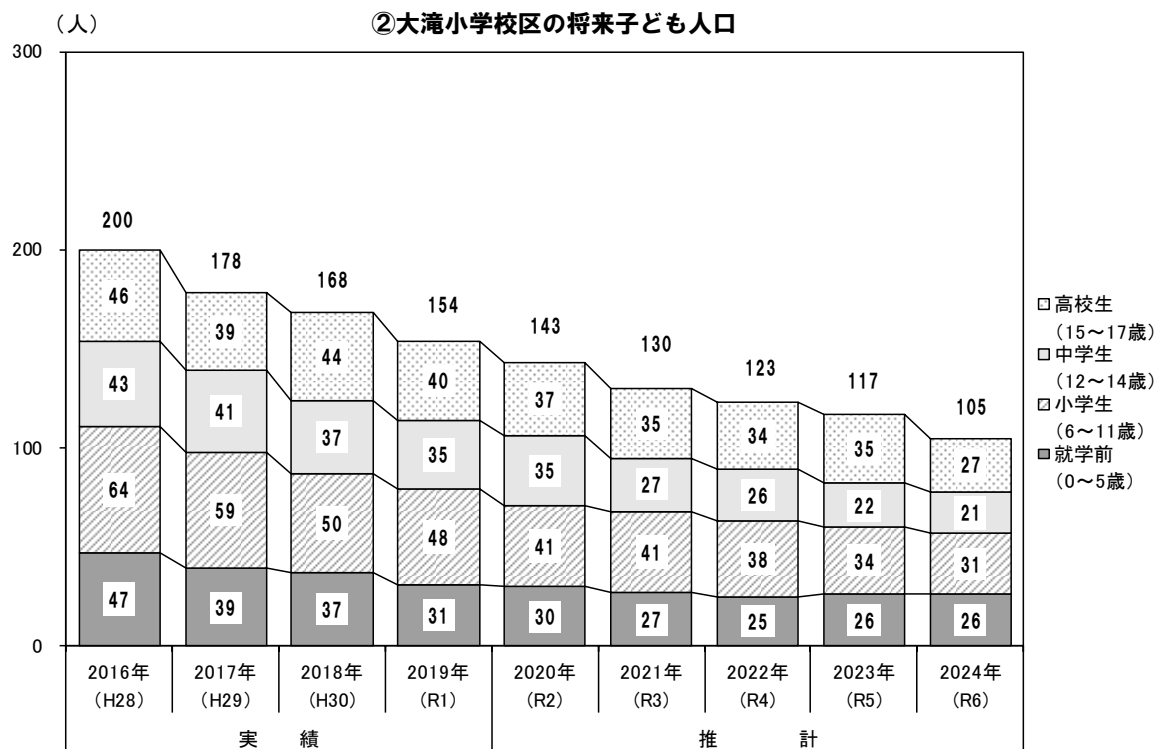
	実績				推計					
	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	
子ども人口	1,200	1,186	1,201	1,227	1,235	1,245	1,264	1,297	1,308	
就学前 (0~5歳)	354	345	370	414	415	433	450	457	444	
0~2歳	183	154	172	196	204	197	187	187	186	
3~5歳	171	191	198	218	211	236	263	270	258	
小学生 (6~11歳)	405	415	394	385	407	412	421	439	484	
低学年 (6~8歳)	200	205	195	182	204	220	238	234	263	
高学年 (9~11歳)	205	210	199	203	203	192	183	205	221	
中学生 (12~14歳)	236	216	213	202	208	196	199	199	189	
高校生 (15~17歳)	205	210	224	226	205	204	194	202	191	
子ども人口の対人口比	15.7%	15.6%	15.9%	16.2%	16.4%	16.6%	16.9%	17.3%	17.5%	

【参考①】多賀小学校区の将来子ども人口



	実 績				推 計					
	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	
子ども人口	1,000	1,008	1,033	1,073	1,092	1,115	1,141	1,180	1,203	
就学前 (0~5歳)	307	306	333	383	385	406	425	431	418	
0~2歳	160	135	157	184	191	182	173	173	173	
3~5歳	147	171	176	199	194	224	252	258	245	
小学生 (6~11歳)	341	356	344	337	366	371	383	405	453	
低学年 (6~8歳)	173	182	172	161	186	200	220	217	251	
高学年 (9~11歳)	168	174	172	176	180	171	163	188	202	
中学生 (12~14歳)	193	175	176	167	173	169	173	177	168	
高校生 (15~17歳)	159	171	180	186	168	169	160	167	164	
子ども人口の対人口比	16.3%	16.5%	16.9%	17.4%	17.7%	18.0%	18.3%	18.9%	19.2%	

【参考②】大滝小学校区の将来子ども人口



	実績				推計				
	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
子ども人口	200	178	168	154	143	130	123	117	105
就学前 (0~5歳)	47	39	37	31	30	27	25	26	26
0~2歳	23	19	15	12	13	15	14	14	13
3~5歳	24	20	22	19	17	12	11	12	13
小学生 (6~11歳)	64	59	50	48	41	41	38	34	31
低学年 (6~8歳)	27	23	23	21	18	20	18	17	12
高学年 (9~11歳)	37	36	27	27	23	21	20	17	19
中学生 (12~14歳)	43	41	37	35	35	27	26	22	21
高校生 (15~17歳)	46	39	44	40	37	35	34	35	27
子ども人口の対人口比	13.1%	11.9%	11.7%	11.1%	10.6%	9.9%	9.6%	9.4%	8.7%

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策の考え方

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、推計した将来の子ども人口に、教育・保育の認定の平成 27 年度からの実績に基づく認定率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しています。

1号認定の認定率は、令和元年度を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増加見込みを教育ニーズの減少と捉え、減少率として加味し、設定しています。

2・3号認定の認定率は、令和元年度を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増加見込み等から、増加率を加味し、設定しています。

※なお、2号認定のうちの教育希望の数は、ニーズ調査における「64 時間以上就労している」母親のうち、今後教育の利用を希望する割合より算出

※量の見込みは各年度4月1日時点

【提供体制・確保方策の考え方】

幼児教育・保育の無償化に伴う、保護者の就労ニーズ、教育ニーズの変化等を見極めながら、供給量の確保を図ります。

本町では現在、保育園と認定こども園で、保育を希望する児童の受け入れを行っています。平成 27 年度からの実績の推移及びニーズ調査に基づく今後の見込みからも、保育園や認定こども園の利用ニーズがさらに高まることが予測されることから、多賀幼稚園のあり方についても検討します。

また保育を希望する児童の低年齢化が進んでいることから、保育士の確保等必要な取り組みについて、継続して実施します。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期

「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備等を計画的に実施していきます。

	令和2年度					令和3年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		
	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	
	教育のみ	教育希望	その他	保育必要		教育のみ	教育希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計	211					236					
①量の見込み(必要利用定員総数)	64	3	144	5	73	67	3	166	5	75	
需要率	30.3%	1.4%	68.2%	9.4%	48.3%	28.4%	1.3%	70.3%	9.4%	52.1%	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	108	3	172	18	80	108	3	172	18	80
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	3	16	
	企業主導型保育施設 の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	提供量合計	108	3	172	18	80	108	3	172	21	96
②-①	44	0	28	13	7	41	0	6	16	21	

	令和4年度						令和5年度					
	1号認定	2号認定			3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		
	3-5歳	3-5歳			0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	
	教育のみ	教育希望	その他	保育必要		教育のみ	教育希望	その他	保育必要			
(参考)児童数推計	263					53	134	270			53	134
①量の見込み(必要利用定員総数)	67	3	193	5	75	59	3	208	6	79		
需要率	25.5%	1.1%	73.4%	9.4%	56.0%	21.9%	1.1%	77.0%	11.3%	59.0%		
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	68	3	212	21	95	68	3	212	21	95	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	地域型保育	0	0	0	3	16	0	0	0	3	16	
	企業主導型保育施設 の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	提供量合計	68	3	212	24	111	68	3	212	24	111	
②-①	1	0	19	19	36	9	0	4	18	32		

	令和6年度						
	1号認定	2号認定			3号認定		
	3-5歳	3-5歳			0歳	1-2歳	
	教育のみ	教育希望	その他	保育必要			
(参考)児童数推計	258					52	134
①量の見込み(必要利用定員総数)	50	3	205	6	84		
需要率	19.4%	1.2%	79.5%	11.5%	62.7%		
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	68	3	212	21	95	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	地域型保育	0	0	0	3	16	
	企業主導型保育施設 の地域枠	0	0	0	0	0	
	提供量合計	68	3	212	24	111	
②-①	18	0	7	18	27		

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を設定します。

※「地域子ども・子育て支援事業」の各事業の概要は P15・16 を参照

※「地域子ども・子育て支援事業」における「人日」等は各年度間の数

(1) 利用者支援事業

【提供体制・確保方策の考え方】

利用者が子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所	0	0	0	0	0
確保方策	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成 30 年度）の利用率を基準値とし、将来の 2・3号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

保育標準時間については1日11時間を超える利用について、延長保育事業が適用されます。きめ細かく延長保育のニーズに対応できるよう体制の強化を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人	168	186	206	221	223
②確保方策	実人数	人	168	186	206	221	223
	施設数	箇所	2	2	3	3	3
②-①		人	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（令和元年度）の学年別の利用率を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的利用ニーズの増加見込みからみる増加率を加味し、将来の小学生の児童・生徒数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

放課後児童クラブの利用ニーズが高まることから、令和2年度から放課後児童クラブを新たに1箇所開設し、2箇所での運営を予定しています。また、利用ニーズにあわせ定員を検討するとともに、指導員の確保に向けて継続して取り組みます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	人	30	25	25	28	35
	2年生	人	19	30	25	25	29
	3年生	人	19	18	29	24	24
	4年生	人	14	12	12	19	16
	5年生	人	11	11	9	9	14
	6年生	人	4	4	4	3	3
②確保方策	登録児童数	人	105	105	105	110	121
	施設数	箇所	2	2	2	2	2
②-①		人	8	5	1	2	0

②放課後子ども教室

【新・放課後子ども総合プランについて】

文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、平成30年9月に、下記のとおり目標を設定し、新たな「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消をめざし、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- すべての小学校区で、両事業を一体的にまたは連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することをめざす。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することをめざす。

【事業概要】

対象：小学校1年生から2年生まで

内容：地域ボランティア等による学習支援、本の読み聞かせや工作等の文化活動、またスポーツなど様々な活動を行っています。

【提供体制、確保策の考え方】

下校時の安全の確保、学習時間の確保、地域住民とのふれあいを目的に、毎週2日実施しています。学校や保護者のニーズもあり継続して取り組んでいく予定です。

放課後児童クラブとの一体的な、または連携による実施については、利用者のニーズや利用状況等を踏まえて、検討していきます。

（4）子育て短期支援事業

【量の見込みの考え方】

過去の利用実績がないことから、ニーズ調査結果等を踏まえ、設定しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

見込量に対して、現在の1施設の契約で十分対応できるものと考えます。

本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。

短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）を活用して、要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。

また、広報・ホームページ等を活用し、本事業の周知に努めます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	ショートステイ	人日	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	人日	1	1	1	1	1
②確保方策	ショートステイ	人日	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	人日	1	1	1	1	1
②-①	ショートステイ	人日	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	人日	0	0	0	0	0

（5）地域子育て支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

既存の子育て支援拠点（子育て支援センター）を活用し、児童の保護者に対して、子育て情報の提供や交流の場の提供、子育て相談等を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	2,636	2,750	2,858	2,903	2,820
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

(6) 一時預かり事業

①一時預かり事業（在園児対象）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の1号認定者数及び教育を希望する2号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

幼稚園・認定こども園（短時部）での預かり保育事業は、保育無償化により就労等の理由により施設等利用給付認定が可能な場合、無償化されました。今後のニーズを的確に捉え、既存施設での受け入れを行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	154	166	180	175	159
②確保方策	延べ人数	人日	154	166	180	175	159
	施設数	箇所	2	2	2	2	2
②-①		人日	0	0	0	0	0

②一時預かり事業（在園児以外）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

大滝たきのみやこども園で、未就園児の一時預かり事業を実施しています。多くの受け入れができるように職員体制の見直しを図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	24	27	29	32	32
②確保方策	延べ人数	人日	24	27	29	32	32
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

(7) 病児保育事業

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の10歳未満の子どもの数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

現行の受入れ体制により、病後児保育事業の確保を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	病児・病後児保育	人日	13	13	14	15	15
②確保方策	利用者数	人日	13	13	14	15	15
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【量の見込みの考え方】

過去の利用実績がなく、シルバー人材センターによるママ・サービスとして就学前の子どもを一時的に預かる事業を実施していることから、現時点では利用はない見込み。

【提供体制・確保方策の考え方】

今後、小学6年生まで利用できる子育て援助活動支援事業について内容の周知と提供会員の確保に向けて検討を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人	0	0	0	0	0
②確保方策		人	0	0	0	0	0
②-①		人	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の0歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるよう支援します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計		人	53	53	53	53	52
量の見込み	利用者数	人	53	53	53	53	52
	利用延べ回数	回	448	448	448	448	440
確保方策	利用延べ回数	回	448	448	448	448	440

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みの考え方】

将来の0歳人口のいる家庭すべてに対して、実施することを見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。

母子健康手帳交付時に、本事業の周知に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	53	53	53	53	52
①量の見込み	人	53	53	53	53	52
②確保方策	人	53	53	53	53	52
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(11) 養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

①養育支援訪問事業

【量の見込みの考え方】

過去の利用実績がほとんどないことから、ニーズ調査結果等を踏まえ、設定しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会など、様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用者数	人	40	42	44	44	43
確保方策	利用者数	人	44	44	44	44	44

②子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【提供体制・確保方策の考え方】

研修や代表者会議、実務者会議を開催します。また、要支援児童や要保護児童の状況等に
応じて、開催回数を増やしたりケース会議を開催するなど柔軟に対応します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

状況を踏まえて今後検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

状況を踏まえて今後検討します。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の提供にあたっては、家庭での教育とともに、人格形成の基礎なる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に向けて、関係機関等と連携して取り組みます。

- 保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校との連携の推進
- 幼稚園・認定こども園の教諭と保育士の合同研修の推進
- 認定こども園の設置に関する検討

(2) 認定こども園について

国においては、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法に伴う関係法律の整備等に関する法律）を施行し、認定こども園への移行を推進しているところです。

本町では、大滝幼稚園とたきのみや保育園が合併し、平成30年から大滝たきのみやこども園を開園しています。

今後、運営や利用者等について検証し、町として保護者のニーズに合った幼児期の教育・保育の場の提供をしていきます。

(3) 人材の確保

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズに対応するための保育士・教諭等の確保に努めます。

(4) 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています（児童福祉法第34条の15第5項）。

多賀町では、この原則に則り、本計画に定める教育・保育提供区域の見込量に基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進については、子どもと子育てに関する総合的な計画でもあることや、子育ての社会化の中で、行政が地域住民や地域団体、関係機関や関係団体、社会福祉協議会や企業、ボランティアグループ等との連携・協働の取り組みが不可欠です。

とりわけ、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないように見守ることや、災害時の避難支援、また、子どもが次代の親となるため、多賀の未来の担い手として、地域の歴史や文化を良く知り、引き継ぐとともに、社会性やコミュニケーション能力、たくましく生きる力を培うことができるよう支援するには、子どもにとって身近な地域での多様な交流や体験機会の提供などが必要であり、行政以外の取り組みも期待されます。

また、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、身近な相談相手や情報提供先として、民生委員・児童委員をはじめ子育て支援ボランティアや地域団体等により、保護者に寄り添い支援することが期待されます。

さらに、仕事と生活の調和の推進にあたっては、企業の役割が大きいことから、男女がともに心も体も健康でゆとりを持って職業生活とともに、子育てや地域生活が行えるよう、子育て支援の職場環境づくりや制度・システムの改善を進めていくことが期待されます。

多賀町においては、地域社会を構成する様々な主体と一体となって、本計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の点検・評価・改善

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）を行うとともに、多賀町子ども・子育て会議での報告・審議を行います。また、社会情勢の変化や審議の状況により、見直し・改善（Action）を行います。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成30年 11月13日	第1回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. 自己紹介 3. 協議事項 (1) 子ども・子育て会議委員長・副委員長の選出 (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について (4) 今後のスケジュールについて
平成31年 1月7日 ～1月21日	子ども・子育て支援 に関するニーズ調査	①就学前子ども保護者調査 町内の就学前児童（0～5歳）の保護者 配布数：303件 回収数：226件 回収率：74.6% 郵送及び各園での配布・回収 ②小学生保護者調査 町内の就学児童（小学1～6年生）の保護者 配布数：297件 回収数：250件 回収率：84.2% 小学校での配布・回収
3月26日	第2回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. 協議事項 (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について (2) 来年度の子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 10月1日	第3回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ及び自己紹介 2. 協議事項 (1) 子ども・子育て応援プラン2015の評価について (2) 将来の子ども人口の推計結果について (3) 子ども・子育て応援プラン骨子（案）について 3. その他
12月24日	第4回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. 協議事項 (1) 子ども・子育て応援プラン2020（素案）について (2) パブリックコメントの予定について 3. その他
令和2年 1月17日 ～1月30日	パブリックコメント の実施	○多賀町子ども・子育て応援プラン2020（素案）について 住民の意見募集（※1名から1件の意見提出）
2月21日	第5回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. パブリックコメントの結果報告 3. 協議事項 (1) 子ども・子育て応援プラン2020（原案）について 4. その他

2 多賀町子ども・子育て会議条例

多賀町子ども・子育て会議条例

平成25年6月19日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、多賀町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 多賀町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

分野	所属	役職	氏名	備考
事業主代表	大滝たきのみやこども園	園長	宇野直美	
事業主代表	多賀ささゆり保育園	園長	成宮敏彦 塚本敦子	平成30年度 令和元年度
事業主代表	多賀幼稚園	園長	新谷純子 成宮敏彦	平成30年度 令和元年度
事業主代表	多賀小学校	校長	久保川雅子	会長
事業主代表	大滝小学校	校長	大橋太	
事業主代表	多賀中学校	校長	北村功	
保護者代表	幼・保保護者会	会長	城貝文人 大道泰正	平成30年度 令和元年度
保護者代表	P T A連絡協議会	会長	本多正浩 土田秀和	平成30年度 令和元年度
学識経験者	民生委員児童委員協議会	会長	小財惣九郎	副会長
学識経験者	主任児童委員	委員	富田愛子	
学識経験者	社会福祉協議会	事務局長	安藤典子	
学識経験者	人権擁護委員	委員	藤澤道子	
学識経験者	子育てサークル パオパオ	代表	宮野由紀絵	
学識経験者	区長連絡協議会	代表	上坊昭弘 窪田敏彦	平成30年度 令和元年度
学識経験者	びわこ東部中核工業団地進出 企業連合会	会長企業	網邦延 (参天製薬(株)) 松村典明 (株アーキュレフ)	平成30年度 令和元年度

4 用語解説（五十音順）

用語	用語の説明	初出
ア行		
ICT サポーター	ICT は Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことで、ICT サポーターは学校における教育の情報化推進の実務的な支援をする人のこと	P36
ALT	Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと	P36
ADHD	注意欠陥多動性障がいのこと、「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障がいのこと	P43
SNS	Social Networking Service の略。広義には、社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイト全般、狭義には、主に人と人とのつながりを促進するコミュニティ型の会員制サービスのこと	P41
LD	学習障がいのこと、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいう	P43
オレンジリボン	子どもへの虐待をなくしたいという気持ちを込めて行う活動の一環として、オレンジ色のリボンを広める取り組みのこと	P34
カ行		
学校評議員制度	地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるもので、平成 12 年の学校教育法施行規則の改正により実施されている	P36
子ども・子育て関連 3 法	次の 3 つの法律のこと ①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）	P3
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元に、平成 27 年度から開始した幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度	P3
高機能自閉症	社会性、コミュニケーション、こだわり等の行動面に障がいを持つ自閉症のうち、知的な遅れを伴わないものをいう	P43
サ行		
滋賀県福祉のまちづくり条例	だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進めることを目的として定められた条例	P48
児童虐待防止法	児童虐待の防止を目的として制定された法律で、「児童虐待の防止等に関する法律」が正式名称	P34

用語	用語の説明	初出
児童の権利に関する条約	世界中のすべての子どもたちが持っている権利を定めた「子どもの権利条約」のこと。1989年に国連総会で採択された	P33
小1の壁	一般に、保育所と比べ放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となること また、子どもが小学生になると、職場の育児短時間勤務制度が適用されなくなることや、親の参加すべき学校行事が増加することなどにより、さらに負担が増えること	P3
スクールガード	各小学校の通学路や学校敷地内において、不審者から子どもたちを守ることを目的に、「学校安全ボランティア」として、巡回や直接子どもの見守り活動等を行う人のこと	P49
スクールカウンセラー	学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人のこと	P34
スクールソーシャルワーカー	問題が起きている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会などの機関との橋渡しを行う人のこと	P35
タ行		
地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと	P29
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者やパートナーがその相手に暴力を振るう行為のこと	P30
ナ行		
ニート	Not in Employment Education or Training の略。職に就いておらず、学校等の教育機関に所属せず、就労に向けた具体的な活動をしていない15～34歳の未婚の人のこと	P37
乳幼児突然死症候群	それまで元気だった乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気のこと	P41
妊娠高血圧症候群	妊娠20週以降、分娩後12週までに高血圧がみられる状態のこと	P39
ネグレクト	子どもに関連して使用する場合は、育児放棄、育児怠慢、監護放棄のこと	P11
ハ行		
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのこと	P6
ヤ・ラ行		
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、身体的な能力等の違いに関わりなく、すべての人ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物等様々なものをデザインしようとする考え方	P48
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織	P34
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと	P43

多賀町子ども・子育て応援プラン 2020

発行／多賀町

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

TEL 0749-48-8111 (代)

HP <http://www.town.taga.lg.jp/>

編集／多賀町福祉保健課

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 221 番地 1

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」

TEL 0749-48-8115 FAX 0749-48-8143
